令和7年　第2回　宇都宮市教育委員会

付　　議　　事　　件　　表

令和７年２月１４日

１ 審議事項

議案番号	件　　名	頁	会議公開（予定）
議案第１号	令和７年度教育委員会の組織について	1	×
議案第２号	教育委員会に係る議会の議決を経るべき事件の意見の提出について	2	×
議案第３号	「第２次宇都宮市スポーツ推進計画（案）」に係る意見の提出について	3	○
議案第４号	宇都宮市学校教育問題対策専門委員会への諮問について	4	×
請願第１号	宇都宮市立学校の安全衛生管理体制の改善を求める請願について	5	○

２ 報告事項

議案番号	件　　名	頁	会議公開（予定）
報告第５号	令和６年度教育委員会主要事業の進行管理について	6	○
報告第６号	教育行政相談の内容と対応について	7	×
報告第７号	令和６年度宮っ子表彰及び義務教育皆勤賞表彰について	8	○
報告第８号	令和６年度「宮っ子心の教育表彰」教育委員会賞について	9	○
報告第９号	令和６年度「うつのみや学校マネジメントシステム」全体アンケートの結果概要について	１０	○
報告第１０号	学校等事件・事故について	１１	×
報告第１１号	令和６年度本市児童生徒の体力について	１２	○
報告第１２号	「令和７年度宇都宮市教職員研修計画」の策定について	１３	○
報告第１３号	宇都宮市教育支援委員会からの答申について	１４	×

３ その他

番号	件　　名	頁	会議公開（予定）
（１）	うつのみやこども賞４０周年記念式典の実施結果について	資料	○

議案第３号

「第２次宇都宮市スポーツ推進計画（案）」に係る意見の提出について

「第２次宇都宮市スポーツ推進計画（案）」に係る意見の提出について，次のように決定する。

令和７年２月１４日提出

宇都宮市教育委員会
教育長　小堀　茂雄

記

１　「第２次宇都宮市スポーツ推進計画（案）」について

別紙のとおり

２　意見提出案

別紙 意見提出案のとおり

（提案の理由）

宇都宮市長から，「第２次宇都宮市スポーツ推進計画」を策定するに当たり，教育委員会の意見を求められましたので，その回答を行うものです。

参考　スポーツ基本法第１０条第２項

特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め，又はこれを変更しようとするときは，あらかじめ，当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

宮ス都第６９０号
令和７年２月１２日

宇都宮市教育委員会
教育長　小　堀　茂　雄　様

宇都宮市長　佐　藤　栄
（魅力創造部スポーツ都市推進課扱）

「第２次宇都宮市スポーツ推進計画（案）」について

「第２次宇都宮市スポーツ推進計画」を策定するに当たり，スポーツ基本法第１０条の規定により，貴委員会の意見を伺います。

第２次宇都宮市スポーツ推進計画

目次

第１章	計画の策定にあたって	1. 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 4. スポーツが果たす役割・・・・・・・・・・・・ 5
第２章	スポーツを取り巻く現状と課題	1. 社会環境の変化・・・・・・・・・・・・・・・ 7 2. 国・県等の動向・・・・・・・・・・・・・・・ 9 3. 本市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０ 4. 現行計画評価・・・・・・・・・・・・・・・・ ３２ 5. 本市の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４２
第３章	スポーツ推進の基本的な考え方	1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４５ 2. 施策の柱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５０
第４章	スポーツ推進のための施策・事業	1. 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５５ 2. 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５６
第５章	計画の推進	1. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・ ６６ 2. 計画の実現に向けて・・・・・・・・・・・・ ６７

第１章　計画の策定にあたって

1.計画策定の目的
2.計画の位置づけ
3.計画期間
4.スポーツが果たす役割

1　計画策定の目的

目的

- 本市では平成２７年３月に策定した宇都宮市スポーツ推進計画（計画期間：平成２７年度～令和６年度，以下「現行計画」）に基づき，スポーツに関連する施策を推進しています。

- このような中，少子高齢化などにより，人々のライフスタイルが変化してきているとともに，健康寿命の延伸や地域の活性化など，スポーツに求められる役割も大きくなってきたことから，市民一人ひとりが，スポーツに親しみながら，スポーツの意義を再認識することが重要となってきています。

- 今後のスポーツ振興の施策や取組を総合的かつ計画的に実施するため，スポーツ行政を取り巻く環境の変化等を踏まえ，現状分析や課題の整理を行い，第２次宇都宮市スポーツ推進計画（以下「本計画」）を策定します。

2　計画の位置づけ

- 本計画は，スポーツ基本法第１０条に基づき，スポーツを総合的かつ計画的に推進するため，国及び県の計画と整合を図りながら策定する計画です。

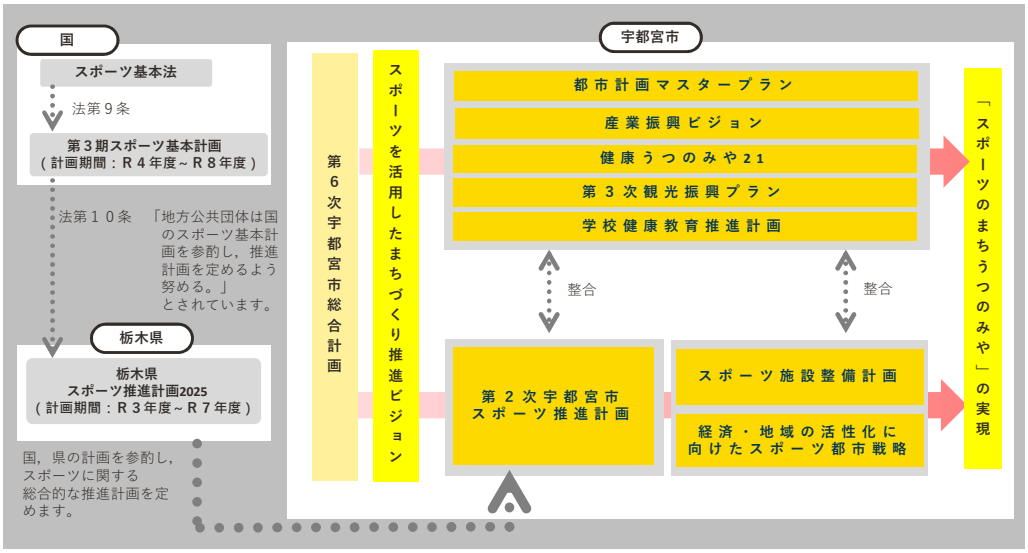

3　計画期間

- 令和７年度を始期とした１０年間の計画とし，必要に応じて，中間見直し等を行います。

R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16

第３期スポーツ基本計画

栃木県スポーツ推進計画2025

第６次宇都宮市総合計画

スポーツを活用したまちづくり推進ビジョン

第２次宇都宮市スポーツ推進計画

4　スポーツが果たす役割

スポーツの定義

● スポーツは，日々の楽しみや生きがい，心身の健康増進のほか，目標を達成する成功体験，活動を通して生まれるふれあいや仲間意識など，様々な形で人々に恩恵をもたらしうるものです。本計画では，スポーツ基本法に基づいた現行計画のスポーツの定義を以下のとおり引き継ぎます。

一般的な競技スポーツやアーバンスポーツ，ダンスなどに加え，ウォーキングや散歩，ラジオ体操などの比較的軽い運動や，キャンプなどの野外スポーツ，さらに買い物や通勤などについて，健康や体力づくりを目的に，移動手段を車から徒歩や自転車に変更して行うなど，目的意識を持った身体活動を含むものである。

スポーツの価値

● 国の第３期スポーツ基本計画では，これまでの「スポーツそのものが有する価値」と「スポーツが社会活性化等に寄与する価値（スポーツを通じて他の分野に貢献）」があるとし，それぞれの価値を更に高めていく必要性があると謳われています。本市においても，スポーツには，スポーツそのものが持つ力を原資として，他の分野にも貢献し，優れた効果を波及したり，様々な社会課題を解決するなど，社会活性化等に寄与していく役割があると捉えています。

第２章　スポーツを取り巻く現状と課題

1.社会環境の変化
2.国・県等の動向
3.本市の現状
4.現行計画評価
5.本市の課題

人口減少

● 国の総人口は減少傾向にあり，本市においても2050年には，現在の約52万人から約42万人まで減少すると推計されており，今後更なる少子高齢化の進行が予想されています。

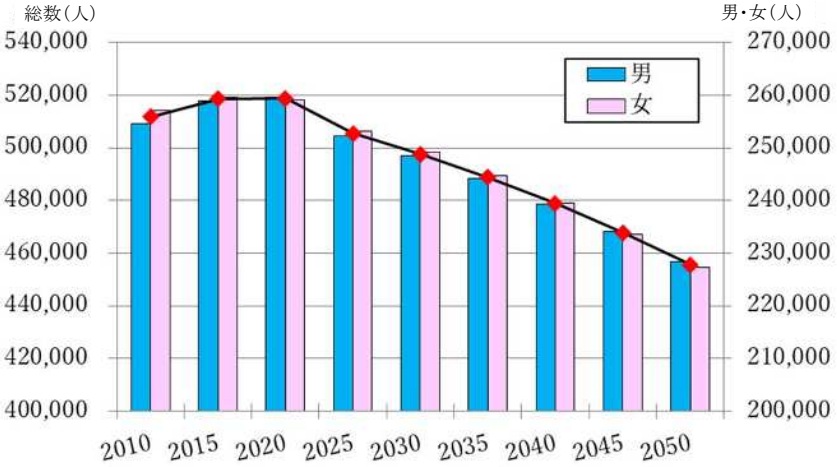

【出典】国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）

1　社会環境の変化
第１章 第２章 第３章 第４章 第５章

ライフスタイルの変化

● テレワークの普及を始めとする働き方改革の進展などに伴い，人々の「生活様式」や「働き方」等のライフスタイルが大きく変化してきている中，市民一人ひとりが，体力向上や仲間づくりなどのスポーツの意義を再認識し，生活の一部においてスポーツに親しむ時間を確保することが重要となってきています。

地域におけるスポーツ機会の減少

● 地域コミュニティの希薄化が進む中，スポーツを通じた人々の交流や地域でのスポーツ機会が減少しており，身近な場所で気軽にスポーツに親しむ機会の創出が求められています。

スポーツ施設へのニーズの多様化

● 地球温暖化や急激な気候変動等が進む中，市民の誰もが，安全・快適にスポーツ活動を行えるよう，気候や気温の変化などに対応した施設機能や，ユニバーサルデザインを取り入れたスポーツ施設が求められています。

２　国・県等の動向

国：第３期スポーツ基本計画

- 第２期スポーツ基本計画の基本方針を踏襲しつつ，東京２０２０大会のレガシーの継承・発展に資する重点施策に加え，「① スポーツをつくる／はぐくむ，② あつまり，スポーツをともに行い，つながりを感じる，③ スポーツに誰もがアクセスできる」の新たな３つの視点を踏まえた１２の施策が盛り込まれています。

県：栃木県スポーツ推進計画２０２５

- 「スポーツを通じて夢や感動を共有しスポーツで人生を豊かにする“とちぎ”の実現」を基本理念としながら，「スポーツ参画人口の拡大」，「スポーツ施設の充実とスポーツによる地域活性化」，「国民体育大会※・全国障がい者スポーツ大会や国際大会等で活躍する選手の育成」の３つの柱を掲げ，スポーツの力を健康増進や地域の活性化等にも活用していく方向性を示しています。

※　現在は「国民スポーツ大会」

本市：スポーツを活用したまちづくり推進ビジョン

- 行政をはじめ，大学等の研究機関や事業者などの多様な主体が連携するとともに，スポーツと様々な分野を連携・融合できる機会・場を創出し，スポーツが有する効果や価値を最大限高める取組を推進しています。

３　本市の現状

スポーツを活用したまちづくり推進ビジョンの示す方向性①（令和６年１月時点）

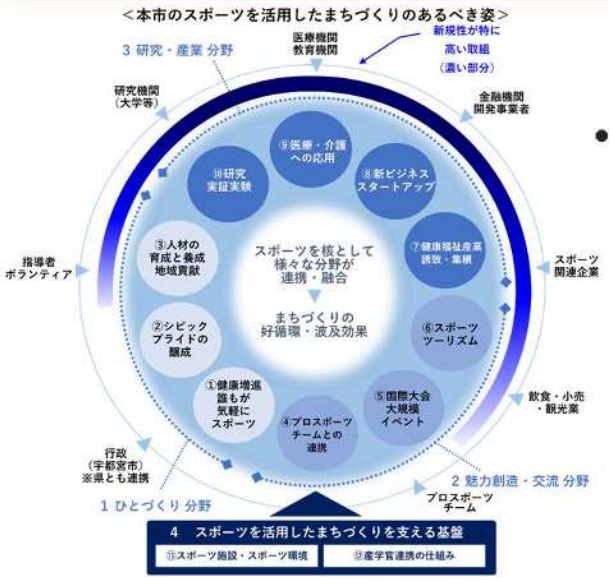

- 「ひとづくり」や「魅力創造・交流」，「研究・産業」の各分野において，民間事業者による新たなスポーツビジネスの創出・拡大に向けた活動支援や，企業やプロスポーツをはじめとする各種スポーツ団体，大学，行政，市民等が一体となり，ウェルビーイングの向上に向けた取組を創出するとともに，産学官連携のポテンシャルの高いライトライン沿線を「東部スポーツウェルネスライン」と位置づけ，さらなる連携・取組の強化を図ります。

スポーツを活用したまちづくり推進ビジョンの示す方向性②（令和６年１月時点）

	圏域の特色等
A：中心部	・ジャパンカップやFIBA3x3など国際レベルの大会や大型イベントを開催。街中ならではの「魅せる」スポーツにより，賑わい創出や市街地の活性化等を積極的に展開。
B：北西部	・大谷やろまんちっく村，森林公園など，観光スポットや交流施設，自然体験型スポーツ環境が集積。 ・北西部地域における生涯スポーツの受け皿として，地域体育施設の整備に取り組む。
C：北東部	・河内総合運動公園には，ドリームプールかわちなど北東部の拠点となるスポーツ施設が集積。プロサッカーチームも活動。河内総合福祉センターなどの健康増進施設あり。
D：南部	・栃木県総合運動公園では，栃木県による総合スポーツゾーンの整備促進など，新たな地域の顔となるスポーツ・レクリエーションの拠点として形成。国体レベルのスポーツ施設が集積。
E：東部	・ライトライン沿線には，複数の大学や産業団地，多様なスポーツ施設等が集積している。 ・ライトライン開業により交通利便性が高く，トランジットセンター周辺等で地域特性に応じた拠点の形成が図られるなど，ポテンシャルが高まっている。

3　本市の現状

第１章 第２章 第３章
第４章 第５章

スポーツを活用したまちづくり推進ビジョンの示す方向性②（令和６年１月時点）

＜圏域の特色等（主なもの）＞

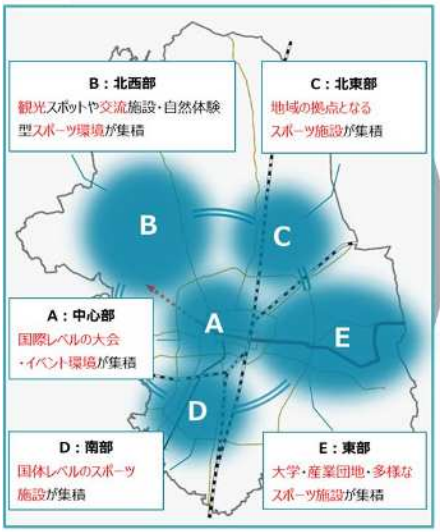

1　ひとづくり（身近なスポーツ環境）
▽市域全体において，身近な地域で気軽にできるスポーツや健康増進など「ひとづくり」の環境を整備（主なもの：北西部地域体育施設や新屋内プールの整備など）

2　魅力創造・交流（見るスポーツ施設，イベント環境）
▽各圏域の特色や強みを生かしながら，都市の「魅力創造・交流」機能を充実（主なもの：新アリーナ整備支援，東部総合公園新整備，宇都宮森林公園リニューアル）

3　研究・産業（産学官連携の機会・場）E
▽産学官連携による「研究・産業」機能の向上を図るための基盤づくり（「東部スポーツウェルネスライン」での取組強化）

3　本市の現状

市民アンケート

● 本計画策定に向け，市民のスポーツ活動に関するニーズや実態を把握するとともに，スポーツ振興事業を推進していく基礎資料とするため，スポーツについての意見・ニーズなどのアンケートを実施しました。

方法	調査地域	宇都宮市全域
	調査対象	無作為抽出による18歳以上の市民
	対象者数	3，000人
	調査方法	郵送による配布，回答
	調査期間	令和5年10月17日～10月31日
結果	回収数	859票
	回収率	28.6％
集計	回答率は，その設問に回答すべき人数（回答者総数）を分母とした百分率（％）で表し，小数点以下第2位を四捨五入し，小数点第1位まで表示しています。 設問によっては，一人の回答者が一つだけ回答する場合（単数回答）でも，回答率の合計が100％にならないものもあります。一人の回答者が2以上の回答をしてもよい場合（複数回答）では，回答率の合計は100％を超えることもあります。 本調査における地域区分は，以下のとおりです。	
中央	昭和，中央，西，錦，西原，東，簗瀬	
東部	石井，泉が丘，今泉，清原，城東，平石，峰，陽東	
西部	桜，城山，姿川，宝木，戸祭，富士見，細谷･上戸祭，明保	
南部	五代若松原，雀宮，瑞穂野，緑が丘，宮の原，陽南，横川，陽光	
北部	上河内，河内，国本，篠井，富屋，豊郷，御幸，御幸が原	

3　本市の現状

スポーツ活動実施率

スポーツ活動実施率は５６.６％であり，国の５６.４％（Ｒ４）と概ね同水準，県の５３.５％（Ｒ２）よりやや高い水準となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響

３割強の市民が，「コロナ禍において，スポーツ実施機会が減った」としており，コロナの影響がなければ，更に高いスポーツ実施率となった可能性が考えられます。

スポーツ活動実施率（性別・年代別）

20～30歳代

年代別にみると，２０～３０歳代で特に低い傾向にあります。

30歳代

年代をさらに性別で分けると，３０歳代の女性で特に低い状況にあります。

3　本市の現状
第１章 第２章 第３章 第４章 第５章

スポーツ実施の動機

健康

健康維持・増進が突出して高い状況です。ストレス解消をメンタルヘルスの一環と捉えれば，上位３項目は心身のケアに関するものです。

スポーツへの支払い意思額

約９割が1万円未満，うち千円～３千円がボリュームゾーンとなっています。

実施したスポーツ

ウォーキング

ウォーキングを始めとした，道具を必要とせず，一人でもできるスポーツの実施率が高い状況です。

実施したいスポーツ

水泳

概ね，実施している種目と同様になっていますが，水泳については実施したい種目でありますが，実際の実施率が少ないことが読み取れます。

3　本市の現状

第１章 第２章 第３章
第４章 第５章

運動・スポーツ実施の継続状況

運動・スポーツを全く実施していない層は少数派であり，実行期層がボリュームゾーンになっています。

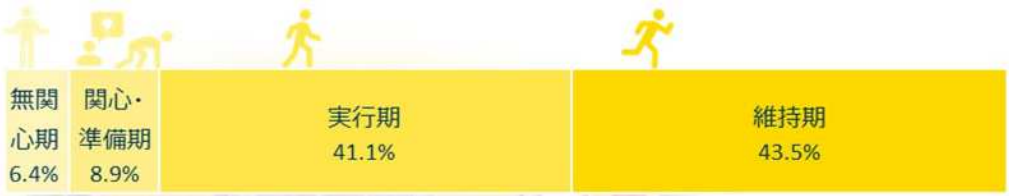

維持期	定期的（週２回以上）かつ６カ月以上
実行期	定期的（週２回以上）だが６カ月未満／運動・スポーツをしているが，定期的ではない
関心・準備期	具体的に始めようと思っている／始めたいという思いはある
無関心期	今後もするつもりはない

スポーツをしない理由

【参考】令和元年度

・時間がない	３０.５％
・高齢のため	５.５％
・体調がすぐれない	１８.６％
・お金がかかる	５.４％
・特に理由はない	２０.９％
・スポーツ運動が嫌い	２２.１％

時間がない

時間がない（とれない）ことが最もハードルになっています。
また，令和元年度と比べると，金額面や高齢化を理由とする割合が高くなっています。

3　本市の現状
第１章 第２章 第３章 第４章 第５章

スポーツ活動実施率（地域別）

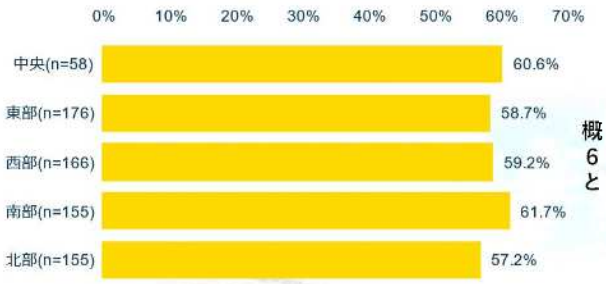

南部

地域別にスポーツ活動実施率をみると概ね同程度の水準にありますが，南部が６１.７％と最も高く，北部が５７.２％と最も低い状況となっています。

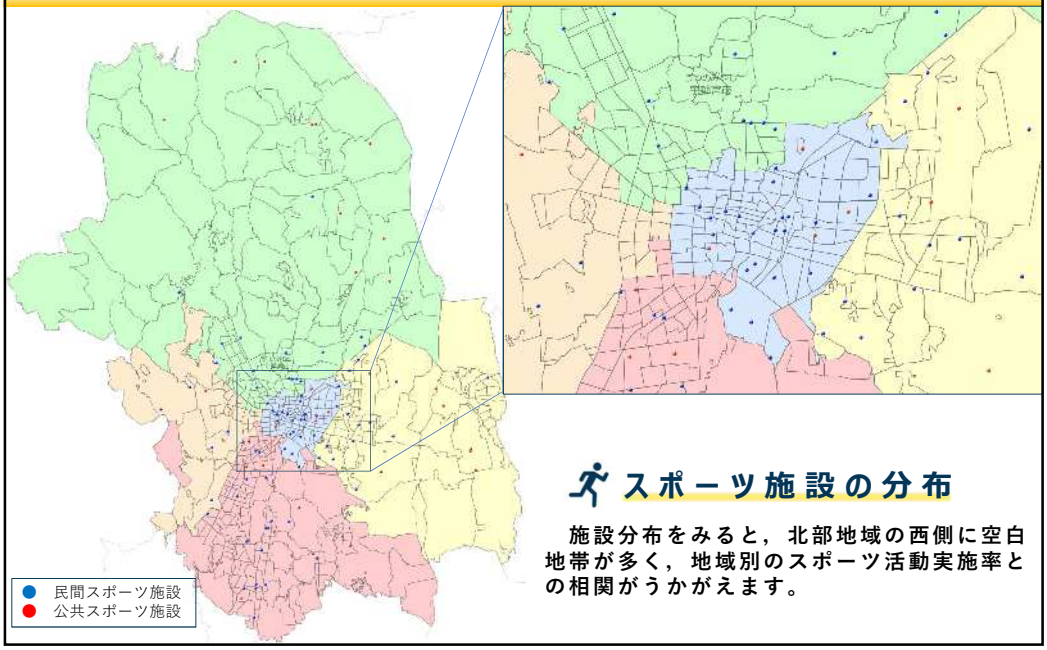

スポーツ施設の分布

施設分布をみると，北部地域の西側に空白地帯が多く，地域別のスポーツ活動実施率との相関がうかがえます。

3　本市の現状

第１章 第２章 第３章
第４章 第５章

スポーツ実施の形態

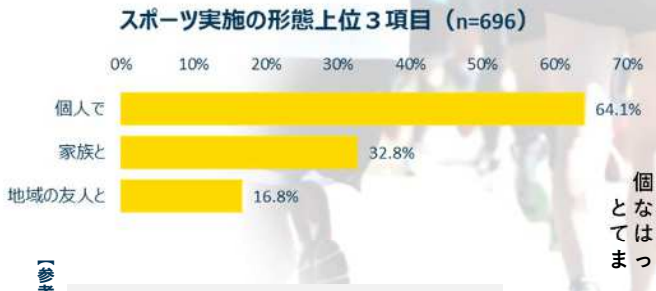

【参考】令和元年度

・１人	５７.８％
・家族	３０.５％
・友人・知人	２５.８％

個人

個人が突出して高く，次いで家族となっています。また，個人については令和元年度と比べても割合が高まっています。

公共スポーツ施設数満足度

公共スポーツ施設数の満足度は６５．４％となっており，施設への要望は利用料金の値下げが最も割合が高くなっています。

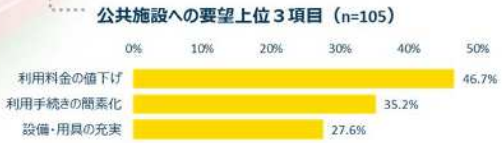

3　本市の現状
第１章 第２章 第３章 第４章 第５章

スポーツ実施場所

スポーツ施設へのニーズ

スポーツ実施場所としては自宅やその周辺の割合が高くなっています。また，民間施設が選ばれる理由から，身近に施設があることや設備が充実していることの重要性がうかがえます。

学校体育施設満足度

学校体育施設利用の満足度は高いものの，手続きの簡素化を始めとして，「より使いやすく」という視点からの要望が散見されます。

3　本市の現状

第１章 第２章 第３章
第４章 第５章

直接会場へ行ったプロスポーツ観戦率

本市のプロスポーツ観戦率（直接）は１９．５％で，内訳としては，宇都宮ブレックスや栃木SCの観戦経験が多くなっています。

スポーツ観戦に関する新型コロナウイルス感染症の影響

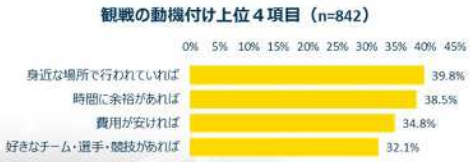

約３割の市民が，「コロナ禍において，現地でのスポーツ観戦機会が減った」としています。
概ね同程度の割合でテレビ観戦が増加していることから，観戦そのものは水準を維持していると言えます。また，観戦の動機としては「身近さ」が最も割合が高いことから，多くの方に市内でスポーツ観戦できるような環境が求めれていると想定されます。

3　本市の現状
第１章 第２章 第３章 第４章 第５章

スポーツボランティア参画率

本市のスポーツボランティア参画率は１０.３％と，国の９.９％（Ｒ４）と概ね同水準となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響

ボランティア参画へのコロナ禍の影響は，「変わらない」が８１.７％と，影響度は小さいと言えます。

スポーツボランティア参画率

参画意向が１１.２％と参画率１０.３％との差が小さく，意向のある方は実際にボランティアに参画していることがうかがえますが，参画の動機付けとしては，「どんなきっかけや動機付けがあってもしない（できない）」が最も多いことから，人材確保の困難さが表れています。

3　本市の現状

第１章 第２章 第３章
第４章 第５章

スポーツに関する指導

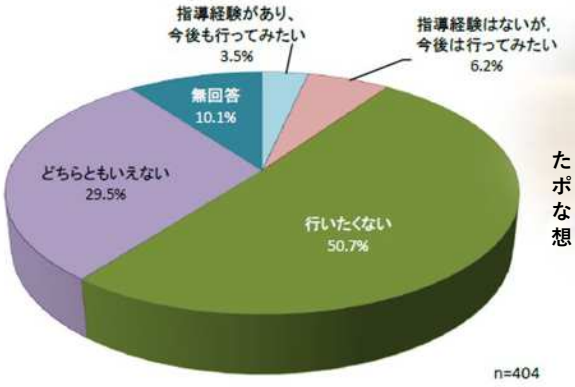

※　第５６回宇都宮市政世論調査（R5年度実施）より抜粋

今後スポーツに関する指導を行ってみたい割合が約１０％であることから，スポーツ指導者の確保に向けては，潜在的な指導意向がある人材の発掘が必要だと想定されます。

3　本市の現状

スポーツ関係団体へのヒアリング調査

市内のスポーツ関係団体へアンケート及びヒアリング調査を実施しました。
競技により若干の差異はあるものの，施設利用に関する意見が多くあがりました。

満足

- 施設の充実（設備等）
- 施設利用の調整（大会等）
- 施設利用の減免・活動への助成
- 施設管理者の競技に対する理解
- スポーツに関する広報・露出機会
- 市と競技団体の良好な関係性

不満

- マイナースポーツの活動場所
- 施設の老朽化・閉鎖
- 大規模大会の開催・誘致
- 施設利用（日常的な予約が困難）
- 利用料金の高さ
- 使用時間の柔軟性

4　現行計画評価

個別施策の評価（市民アンケート調査）

市民アンケートにて施策の重要度・満足度を調査（５段階評価）を行った結果，重要度はほぼ全ての施策で３以上となりました。

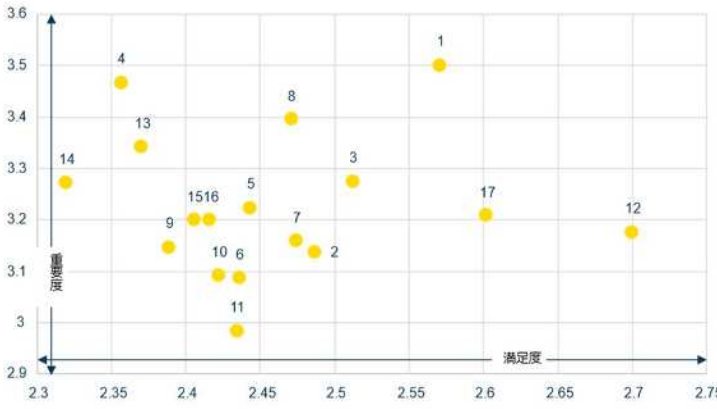

1．子どものスポーツへの興味・関心の高揚
※子どもを対象とした周知啓発・体験事業など
2．成人のスポーツ参加の促進
※成人を対象とした周知啓発・体験事業など
3．高齢者のスポーツ活動の促進
※高齢者を対象とした周知啓発・体験事業など
4．障がい者のスポーツ活動の促進
※スポーツ施設のバリアフリー化など
5．多世代にわたるスポーツ活動の促進
※総合型地域スポーツクラブ育成活動支援など
6．地域におけるスポーツ活動の推進
※スポーツ指導デリバリー事業の実施など
7．トップレベルのスポーツに触れる機会の創出
8．スポーツ施設等の整備
9．スポーツ教室・講習会の開催
10．競技スポーツの向上（競技人口やレベル）
11．野外活動事業の充実（キャンプ，ハイキング，ディガリング）
12．スポーツ大会の開催・支援
13．スポーツ施設の利便性の向上
14．スポーツ指導者の育成・活用
15．スポーツ活動団体の育成・支援
16．スポーツ情報提供の充実
17．まちづくりや観光へのスポーツの活用

4　現行計画評価

現行計画の具体的な取組である基本項目について，評価を実施しました。

基本施策	個別施策	基本項目
1　ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進	1-1　子どものスポーツへの興味・関心の高揚	①楽しくスポーツを選ぶ機会づくり
		②「宇都宮市小中学校体力向上推進計画（うつのみや元気っ子プロジェクト）」との連携
	1-2　成人のスポーツ参加の促進	③スポーツに参会しやすい機会づくり
		④「（第２次）健康うつのみや２１」との連携
		⑤ライフスタイルの中にあるスポーツ活動の促進
		⑥「自転車のまち宇都宮」の推進
	1-3　高齢者のスポーツ活動の促進	⑦高齢者スポーツ活動拠点の確保
		⑧生きがいとなるスポーツ発見の機会づくり
	1-4　障がい者のスポーツ活動の促進	⑨スポーツ施設のバリアフリー化
		⑩障がい者スポーツの普及促進
	1-5　多世代にわたるスポーツ活動の促進	⑪総合型地域スポーツクラブの育成，活動支援
2　スポーツ活動環境の充実	2-1　地域におけるスポーツ活動の推進	⑫総合型地域スポーツクラブ間の連携促進
		⑬地域でのスポーツ活動の促進
	2-2　トップレベルのスポーツに触れる機会の創出	⑭トップレベルスポーツの開催・誘致
		⑮プロスポーツ選手等との連携
	2-3　スポーツ施設等の整備	⑯スポーツ施設のあり方検討及び計画的整備・改修の推進
		⑰施設の老朽化，機能向上などへの対応
		⑱防災機能の充実
	2-4　スポーツ教室・講習会の開催	⑲各種スポーツ教室，講演会の開催
		⑳地域訪問・学校訪問によるスポーツ指導
	2-5　競技スポーツの向上	㉑国体に向けた競技スポーツの支援
		㉒スポーツ人口の裾野拡大
		㉓スポーツ大会出場支援
	2-6　野外活動事業の充実	㉔自然環境を生かした野外活動の推進
	2-7　スポーツ大会の開催・支援	㉕参加型スポーツ大会，観戦型スポーツ大会の開催
	2-8　スポーツ施設の利便性の向上	㉖施設予約システムの利便性の向上
		㉗利用者ニーズにあった施設利用環境の確保
3　スポーツを支える人材の育成・団体の活性化	3-1　スポーツ指導者の育成・活用	㉘市民ニーズに対応できるスポーツ指導者の発掘・活用
	3-2　スポーツ活動団体の育成・支援	㉙スポーツ団体間の連携強化
		㉚スポーツ団体の活動支援
	3-3　スポーツ情報提供の充実	㉛スポーツ情報サイトU-sports の機能向上，活用促進
		㉜トップレベル選手のＰＲ
	3-4　まちづくりや観光へのスポーツの活用	㉝「宇都宮市観光振興プラン」との連携
		㉞プロスポーツの支援

第１章 第２章 第３章 第４章 第５章

4　現行計画評価

基本項目評価（基本施策１）

基本施策	個別施策	基本項目	評価
1　ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進	1-1　子どものスポーツへの興味・関心の高揚	①楽しくスポーツを選ぶ機会づくり	予定通りに達成できた
		②「宇都宮市小中学校体力向上推進計画（うつのみや元気っ子プロジェクト）」との連携	
	1-2　成人のスポーツ参加の促進	③スポーツに参会しやすい機会づくり	
		④「（第２次）健康うつのみや２１」との連携	
		⑤ライフスタイルの中にあるスポーツ活動の促進	
		⑥「自転車のまち宇都宮」の推進	
	1-3　高齢者のスポーツ活動の促進	⑦高齢者スポーツ活動拠点の確保	
		⑧生きがいとなるスポーツ発見の機会づくり	
	1-4　障がい者のスポーツ活動の促進	⑨スポーツ施設のバリアフリー化	
		⑩障がい者スポーツの普及促進	
	1-5　多世代にわたるスポーツ活動の促進	⑪総合型地域スポーツクラブの育成，活動支援	あまり達成できなかった

- １１項目中　１０項目で「予定通りに達成できた」１項目で「あまり達成できなかった」

⇒　⑪については，クラブの設立・運営の中心となる人材の発掘が困難であったことや，コロナ禍の影響で地域との協議自体が行えない時期があったことが影響しています。

指標評価（基本施策１）

基本施策１　成果指標１
【総合型地域スポーツクラブがカバーする地域数】

目標値
３９地域（R6）

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
１０	１０	１０	１０	１０	１０	１０	１１	１１

- 市全域における計画的な地域への説明会や協議を実施してきましたが，クラブの設立・運営の中心となる人材の発掘が困難であったことや，コロナ禍の影響で地域との協議自体が行えない時期もあり，令和５年時点で１１地域と，目標値には達しませんでした。
- スポーツに参加しやすい機会づくりとしてのスポーツ教室の実施や施設のバリアフリー化などを着実に進めたほか，総合型地域スポーツクラブが複数地域をカバーする場合の運営を補助する「地区追加補助金」を新たに創設し，各クラブにおいて広域的な運営の検討が進んだものの，カバー地域の拡大に繋がりませんでした。

4　現行計画評価

第１章 第２章 第３章
第４章 第５章

基本項目評価（基本施策２）

基本施策	個別施策	基本項目	評価
２ スポーツ活動環境の充実	2-1 地域におけるスポーツ活動の推進	⑫総合型地域スポーツクラブ間の連携促進	予定通りに達成できた
		⑬地域でのスポーツ活動の促進	
	2-2 トップレベルのスポーツに触れる機会の創出	⑭トップレベルスポーツの開催・誘致	
		⑮プロスポーツ選手等との連携	
	2-3 スポーツ施設等の整備	⑯スポーツ施設のあり方検討及び計画的整備・改修の推進	
		⑰施設の老朽化，機能向上などへの対応	
		⑱防災機能の充実	
	2-4 スポーツ教室・講習会の開催	⑲各種スポーツ教室，講演会の開催	
		⑳地域訪問・学校訪問によるスポーツ指導	
	2-5 競技スポーツの向上	㉑国体に向けた競技スポーツの支援	
		㉒スポーツ人口の裾野拡大	
		㉓スポーツ大会出場支援	
	2-6 野外活動事業の充実	㉔自然環境を生かした野外活動の推進	
	2-7 スポーツ大会の開催・支援	㉕参加型スポーツ大会，観戦型スポーツ大会の開催	
	2-8 スポーツ施設の利便性の向上	㉖施設予約システムの利便性の向上	
		㉗利用者ニーズにあった施設利用環境の確保	

- 全項目で「予定通りに達成できた」
- 「㉑国体に向けた競技スポーツの支援」は，いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会が終了したため，市の施策としても完了としています。

指標評価（基本施策２）

基本施策２　成果指標２
【スポーツ施設利用満足度】 ※　Ｈ２７～29は調査未実施

目標値 80%（R6）

Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
―	―	―	87.0%	89.0%	93.3%	96.9%	96.4%	95.8%

基本施策２　成果指標３
【スポーツ教室の参加者数】

目標値 50,000人（R6）

Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
49,127	49,066	49,336	49,590	44,927	21,866	16,378	36,192	37,445

- 満足度は大きく達成，教室参加者数もＨ３０には概ね目標値と同水準を達成し，コロナ禍で落ち込みましたが，現在は回復傾向にあります。
- 市民がスポーツに親しみやすく，活動しやすい環境を整えるため，施設の老朽化等に対応したスポーツ施設の整備・改修や，身近な地域におけるスポーツ活動の推進等に着実に取り組むことができました。

4　現行計画評価

第１章 第２章 第３章 第４章 第５章

基本項目評価（基本施策３）

基本施策	個別施策	基本項目	評価
3　スポーツを支える人材の育成・団体の活性化	3-1　スポーツ指導者の育成･活用	㉘市民ニーズに対応できるスポーツ指導者の発掘･活用	予定通りに達成できた
	3-2　スポーツ活動団体の育成･支援	㉙スポーツ団体間の連携強化	
		㉚スポーツ団体の活動支援	
	3-3　スポーツ情報提供の充実	㉛スポーツ情報サイトU-sports の機能向上，活用促進	
		㉜トップレベル選手のＰＲ	
	3-4　まちづくりや観光へのスポーツの活用	㉝「宇都宮市観光振興プラン」との連携	
		㉞プロスポーツの支援	

- 全項目で「予定通りに達成できた」

指標評価（基本施策３）

基本施策３　成果指標４

【スポーツ指導者研修の受講者数】　※　H29，R2，R3は研修未実施

目標値
800人（R6）

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
606	688	－	661	526	－	－	365	460

- スポーツ少年団数の減少に伴う指導者の減少などにより，目標値には達しませんでした。（H27　257団体　⇒　R5　200団体）
- 市スポーツ協会と連携しながら，各地区スポーツ協会や競技団体，スポーツ少年団への支援を行うとともに，スポーツ指導者の資質向上に向けて，指導者として必要な知識・スキルが習得できる研修を実施してきましたが，人口減少やコロナ禍の影響により，受講者数の増加には繋がりませんでした。

4　現行計画評価

第１章 第２章 第３章
第４章 第５章

指標評価（基本目標）

基本目標

【２０歳以上の市民の週１回以上のスポーツ活動実施率】

目標値
75.0%（R6）

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
41.7%	44.3%	43.2%	41.1%	46.4%	49.6%	51.8%	50.8%	49.8%

※　引用：宇都宮市政世論調査

- 各施策を実施し，計画初年度から上昇したものの，目標値には達しませんでした。
- 市民アンケート結果等から，スポーツ活動内容が団体や競技スポーツから，トレーニングやウォーキングなどの種目に移行してきており，非実施層の実施層への転換はあまり発生していないと考えられます。
- 子どもから高齢者まで幅広い世代のニーズに対応した様々なスポーツ教室の開催や各地区体育・スポーツ協会，競技団体，スポーツ少年団の支援など，スポーツニーズの変化に対応した各施策の展開により，実施率の上昇は図られたものの，目標値を達成するようなスポーツ未実施層の掘り起こしまでには繋がりませんでした。

4　現行計画評価

【現行計画評価の総括】

【基本目標】スポーツ活動実施率の目標値（７５％）は達成できなかったものの，数値は計画期間で増加

【基本施策１】『ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進』においては，市全域における計画的な地域への説明会や協議を実施してきましたが，クラブの設立・運営の中心となる人材の発掘が困難であったことや，コロナ禍の影響で地域との協議自体が行えない時期もあり，目標値には達しませんでした。

【基本施策２】『スポーツ活動環境の充実』においては，施設の利用満足度は大きく達成，スポーツ教室参加者数はＨ３０には概ね目標値と同水準を達成し，Ｒ１年以降はコロナ禍で落ち込みましたが，回復傾向にあります。

【基本施策３】『スポーツを支える人材の育成・団体の活性化』においては，スポーツ少年団数の減少に伴う指導者の減少などにより，目標には達しませんでした。

【個別施策・基本項目】
- 個別施策に関する市民アンケートではほぼ全ての施策で重要度が５段階で３以上となっています。
- 基本項目においては，ほぼ全ての項目で事業は順調に推進されたと評価しています。

【総括】
- ３つの基本施策に基づき，現行計画における様々な施策事業は順調に推進され，基本目標と２つの施策の目標値は達成できなかったものの，基本目標のスポーツ活動実施率は計画期間で増加しました。
- 市民アンケートでは，施策の重要度が高く，成果指標では目標値に達していないものもあることから，施策・取組の更なる充実・強化が必要です。

5　本市の課題

本市のスポーツに関する現状や，現行計画の評価などを踏まえ，以下のように課題を整理します。

スポーツ活動実施率の向上

A）スポーツ実施に向けた更なる環境整備や機運醸成，特に実施の頻度が少ない層や非実施層へのアプローチに取り組む必要があります。

B）スポーツをしない理由として「時間がないこと」が最も高く，２０～３０歳代（特に女性）の実施率が低いことから，身近で気軽にできるスポーツ機会を提供していく必要があります。

ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進

C）身近で気軽にできるスポーツ機会を提供する総合型地域スポーツクラブの存在は重要であり，民間スポーツクラブの増加などもある中でも，総合型地域スポーツクラブの果たすべき役割を整理し，全市域の配置バランス等を念頭に置きながら，新規設立や既存クラブによるカバー地域追加を推進していく必要があります。

5　本市の課題

スポーツ活動環境の充実

D）　夏季の猛暑などの環境の変化や施設の老朽化等に対応していくために，整備内容等を検討する必要があります。

E）　引き続き，誰もがスポーツを楽しめる機会の提供として，より多くの市民が参加できるよう，社会情勢やライフスタイルに応じたスポーツ教室を開催する必要があります。

スポーツを支える人材の育成・団体の活性化

F）　個別施策の「スポーツ指導者の育成・活用」については，市民の満足度が最も低かったことから，市民の多様化するスポーツ活動ニーズや部活動の地域移行等に対応する人材を確保するため，スポーツ指導者の更なる育成を図るとともに，新たな人材を確保していく必要があります。

スポーツの新たな価値

G）　「スポーツを活用したまちづくり推進ビジョン」に基づき，スポーツの多面的な有用性の向上と活用に取り組むことから，産学官が連携しスポーツの他分野への活用等を検討するプラットフォームの設立や「東部スポーツウェルネスライン」における連携・取組を推進する必要があります。

第３章　スポーツ推進の基本的な考え方

1.基本理念
2.施策の柱

1　基本理念

本計画の基本的な考え方

- 本市では「だれもが，いつでも，いつまでも，スポーツを楽しむ生涯スポーツ社会（ひとり１スポーツ）の実現」に向けて，「ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進」「スポーツ活動環境の充実」「スポーツを支える人材育成・団体活性化」に取り組んできました。

- 現行計画の目標値であったスポーツ活動実施率は上昇傾向にあるものの，目標値には達していないことから，スポーツに親しみの無い市民もそれぞれのライフスタイルに応じた様々な形でスポーツに関わる機会を増やし，スポーツの楽しさや素晴らしさを享受しながら生涯を通じてスポーツを楽しむことが出来る環境の整備を引き続き目指します。

- また，「スポーツを活用したまちづくり推進ビジョン」に基づき，「する」「みる」「ささえる」のスポーツそのものの価値の強化に加え，スポーツの多面的価値の向上と活用に取り組みます。

- 計画の推進にあたっては，共創のまちづくりの視点を踏まえ，地域によるスポーツ活動環境創出への参画や，企業によるスポーツを活用した経済・産業活動，スポーツ関係団体による市民が集まり，共に活動する場の提供など，各主体が役割を担い，一体となって取り組みます。

1　基本理念

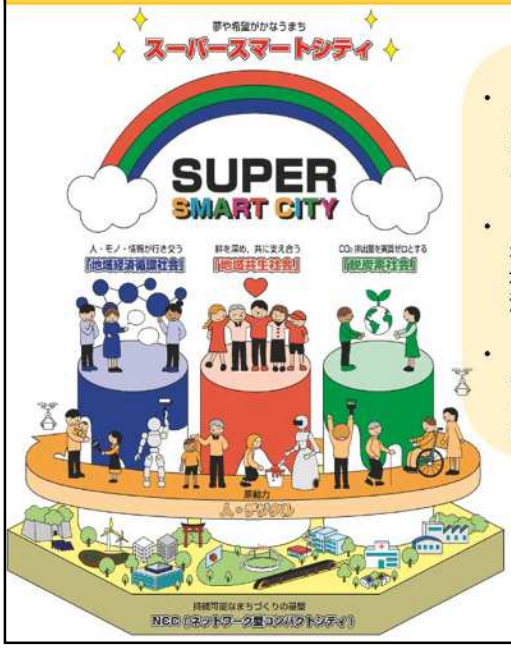

目指すまちの姿

- 市民それぞれの年齢や健康状態，技術，興味，目的に応じて，障がいの有無等に関わらず，子どもから高齢者まで，スポーツに親しみ，生きがいを持って生活ができるまち

- スポーツ活動環境の充実が図られており，スポーツを通した，世代を超えた人と人のきずなや地域のつながりによる，安全・安心を実感して生活ができるまち

- スポーツが盛んに行われていることやスポーツを活用した産業や観光振興，環境づくりなど，あらゆる分野において，本市のスポーツ資源が活用されており，魅力を発信することができるまち

「子どもから高齢者まで，誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ，夢や希望がかなうまち『スーパースマートシティ』」を実現し，ＳＤＧｓの達成にも貢献していく。

1　基本理念

【本計画のポイント】

【ポイント１】新たな基本理念の設定
　これまでの「ひとり１スポーツ」の推進に加え，昨今はスポーツを活用した様々な社会課題の解決や，社会活性化等への寄与など，スポーツが持つ価値の変容に伴うスポーツの多面的な活用が求められていることから，「スポーツそのものが有する価値」と「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」が発揮された状態を基本理念として掲げ，それぞれの価値を高める各基本施策等において目標を設定し総合的に評価していきます。

【ポイント２】施策・取組の更なる充実・強化
　現行計画評価において，市民アンケートでは，施策の重要度が高く，成果指標では目標値に達していないものもあることから，施策・取組の充実・強化に取り組んでいきます。

【ポイント３】スポーツを「する」「ささえる」人づくり
　スポーツ機会の確保においては，スポーツ実施頻度の少ない年代層へアプローチするための，低廉かつ魅力あるスポーツ機会の提供を行っていくとともに，スポーツ少年団数の減少や部活動の地域移行等の課題もあることから，指導者の育成・活用と一体的に取り組んでいきます。

【ポイント４】スポーツを通してあつまりつながる　関係団体　施設の整備
　国の視点を踏まえ，共生社会の実現に寄与できるよう，スポーツを通して様々な人々があつまり，つながるためのスポーツ関係団体の支援や施設整備に取り組んでいきます。

【ポイント５】スポーツの様々な分野への活用
　「スポーツを活用したまちづくり推進ビジョン」に基づき，様々な分野における課題解決に向けて，スポーツの多面的な有用性の向上と活用に取り組んでいきます。

1　基本理念

第１章 第２章 第３章
第４章 第５章

基本理念

Sports in Life UTSUNOMIYA
～スポーツを通して みんなが 輝き つながる 魅力的なまち～

スポーツが有する効果や価値を最大限高め，スポーツを生活の一部として感じられるまちづくりを実現するため，「Sports in Life UTSUNOMIYA ～スポーツを通して みんなが 輝き つながる 魅力的なまち～」を基本理念として定め，市民一人ひとりがスポーツに親しむことを通して，ウェルビーイングの向上を目指していく。

１　基本理念

第６次宇都宮市総合計画基本構想
宇都宮市の将来像

輝く人の和　つながるまちの環　魅力と夢の輪
うつのみや

▼ スポーツからアプローチ

基本理念

Sports in Life UTSUNOMIYA
～スポーツを通して　みんなが　輝き　つながる　魅力的なまち～

【基本理念の考え方】

- 総合計画で掲げる都市としての将来像に“スポーツ”からアプローチします。
- 「つながり」は国の第３期スポーツ基本計画でも新たな視点として掲げられています。
- 本市のスポーツ資源を活用し魅力的なまちの実現を目指します。
- アルファベット表記は，スポーツ大会等を通して，国際的にも本市の魅力を高めていくことを表しています。

２　施策の柱

１　ライフステージ等に応じたスポーツへの参加機会の確保

現代社会を取り巻く状況は，ＩＣＴ・ＩＯＴ等の情報関連技術の革新が進むとともに，コロナ禍におけるテレワークの普及，さらには働き方改革の推進など目まぐるしい環境の変化により，生活様式も新たな時代へと大きく変化しています。

このような変化に対応していくため，地域や団体の参画・連携も図りながら，年齢や性別，障がいの有無等にかかわらず，生涯に渡り，市民の誰もが「ひとり１スポーツ」に留まらず，多種多様なスポーツを楽しめるよう，スポーツに親しめる機会の創出やスポーツを支える人材の育成などを推進し，それぞれのライフステージ等に応じたスポーツへの参加機会を確保します。

対応する課題

A スポーツ実施に向けた更なる環境整備や機運醸成，特に実施の頻度が少ない層や非実施層へのアプローチに取り組む必要があります。

B 引き続き，誰もがスポーツを楽しめる機会の提供として，より多くの市民が参加できるよう，社会情勢やライフスタイルに応じたスポーツ教室を開催する必要があります。

E スポーツをしない理由として「時間がないこと」が最も高く，２０～３０歳代（特に女性）の実施率が低いことから，身近で気軽にできるスポーツ機会を提供していく必要があります。

F 個別施策の「スポーツ指導者の育成・活用」については，市民の満足度が最も低かったことから，市民の多様化するスポーツ活動ニーズや部活動の地域移行等に対応する人材を確保するため，スポーツ指導者の更なる資質向上を図るとともに，新たな人材を確保していく必要があります。

2　市民のつながりの創出に向けたスポーツ活動環境の充実

東京オリンピック・パラリンピック競技大会やいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会，市内におけるプロスポーツの試合開催等により，スポーツへの興味・関心が高まっており，スポーツを通して，市民の誰もが，安全・快適に「あつまり，ともに，つながる」機会や場の創出が求められています。

このようなことから，子どもから高齢者まで，誰もが年間を通じて身近な場所でスポーツに親しめるよう，市民のスポーツニーズや国際的スポーツイベントの誘致を見据えたスポーツ施設整備など，更なるスポーツ活動環境の充実に取り組むことで，スポーツの持つ力が最大限に発揮され，市民一人ひとりがスポーツを通じて関わりあう共生社会の実現につなげます。

対応する課題

C　身近で気軽にできるスポーツ機会を提供する総合型地域スポーツクラブの存在は重要であり，民間スポーツクラブの増加などもある中でも，総合型地域スポーツクラブの果たすべき役割を整理し，全市域の配置バランス等を念頭に置きながら，新規設立や既存クラブによるカバー地域追加を推進していく必要があります。

D　夏季の猛暑などの社会環境の変化や施設の老朽化等に対応していくうえで，施設整備の優先順位や整備内容等を検討する必要があります。

2　施策の柱

第１章 第２章 第３章
第４章 第５章

3　スポーツを活用した地域活性化・魅力創造

コロナ禍による生活や社会の変化，人口減少，少子高齢化等，本市には様々な課題が顕在化していますが，今後の地方創生における各種施策の目標達成や課題に対し，スポーツを活用してアプローチする取組が求められています。

スポーツの多面的な有用性を確立することで，スポーツの新たな価値を高めるとともに，スポーツの持つ力と可能性を本市の課題解決や魅力創造，経済の活性化等に活用します。

対応する課題

G「スポーツを活用したまちづくり推進ビジョン」に基づき，スポーツの多面的な有用性の向上と活用に取り組むことから，産学官が連携しスポーツの他分野への活用等を検討するプラットフォームの設立や「東部スポーツウェルネスライン」における連携・取組を推進する必要があります。

２　施策の柱

本計画における基本理念の達成度合いを図る成果指標を以下のとおりに定め，計画の進捗について総合的に評価していきます。

施策の柱	成果指標	現状値(R５)	目標値(R16)
１ ライフステージ等に応じた スポーツへの参加機会の確保	２０歳以上の市民の週１回以上の スポーツ活動実施率	４９．８％	▶ ７５％
	「休み時間や放課後，休日などに自分から 進んで運動している」児童生徒の割合	７０．２％	▶ ７５％
２ 市民のつながりの創出に向けた スポーツ活動環境の充実	スポーツ施設利用満足度	９５．８％	▶ １００％
	年に１回以上会場でプロスポーツを 観戦したことがある市民の割合	１９．６％	▶ ５０％
	総合型地域スポーツクラブの 全市域カバー率	２８％	▶ １００％
３ スポーツを活用した 地域活性化・魅力創造	本市の魅力向上にスポーツが 活用されていると感じている市民の割合	ー※	▶ １００％

※ 【参考】・ スポーツ資源（ジャパンカップ，FIBA３ｘ３，プロスポーツチーム）に係る市民からの認知度　約６７％（R１）

第４章
スポーツ推進のための施策・事業

1.施策体系
2.基本施策

1　施策体系

基本理念及び３つの施策の柱の達成を目指し，柱ごとに基本施策を示し，具体的な取組を進めていきます。

基本理念	施策の柱	基本施策	施策の方向性
Sports in Life UTSUNOMIYA ～スポーツを通して　みんなが　輝き　つながる　魅力的なまち～	ライフステージ等に応じたスポーツへの参加機会の確保	1　子どものスポーツへの興味・関心の高揚	(1)　楽しくスポーツに親しむ機会づくり (2)　子どもの体力向上 (3)　学校部活動の段階的な地域移行
		2　成人のスポーツ参加の促進	(1)　スポーツに親しみやすい機会づくり (2)　働き盛り・子育て世代へのスポーツ活動の促進
		3　高齢者のスポーツ活動の促進	(1)　生きがいとなるスポーツの機会づくり
		4　障がい者のスポーツ活動と普及・理解の促進	(1)　障がい者のスポーツ活動環境整備 (2)　障がい者スポーツに親しむ機会づくり
		5　スポーツ指導者の育成・活用	(1)　指導者の育成　(2)　指導者の発掘・活用 (3)　指導活動環境の向上
	市民のつながりの創出に向けたスポーツ活動環境の充実	6　スポーツ施設等の整備・充実	(1)　スポーツ施設の計画的整備・改修の推進 (2)　スポーツ施設等の利用促進
		7　トップレベルのスポーツを見て・触れる機会の創出	(1)　トップレベルスポーツイベント等の開催・誘致 (2)　トップレベルスポーツ選手を知る機会の創出
		8　競技スポーツ活動機会・環境の充実	(1)　市民参加型スポーツ大会の開催 (2)　スポーツ全国大会出場支援
		9　スポーツ活動団体の育成・支援	(1)　スポーツ団体の活動支援 (2)　地域におけるスポーツ活動の機会づくり
	スポーツを活用した地域活性化・魅力創造	10　スポーツを活用したひとづくり	(1)　健康づくりの推進　(2)　エコアクションの推進 (3)　シビックプライドの醸成
		11　スポーツを活用した魅力創造・交流機会の創出	(1)　都市ブランド力の向上 (2)　スポーツツーリズムによる誘客促進
		12　スポーツを活用した産業・研究の活性化	(1)　企業の活動支援　(2)　産学官民の連携

第１章 第２章 第３章
第４章 第５章

2　基本施策

施策の柱１　ライフステージ等に応じたスポーツへの参加機会の確保

基本施策１　子どものスポーツへの興味・関心の高揚

子どもが楽しくスポーツに親しむことができるよう，スポーツ教室の開催など，様々なスポーツを経験できる機会の提供に取り組みます。

学校においては，体育の授業などにより，体力の向上を図るとともに，部活動の地域移行の方策を検討し，子ども達が，「楽しさ」や「喜び」を感じる活動を，様々な選択肢の中から選ぶことができるよう，スポーツ団体や学校を含めた地域全体で取り組みます。

施策の方向性
(1)　楽しくスポーツに親しむ機会づくり
主な事業：子どもを対象としたスポーツ教室，スポーツ指導デリバリー事業　等
(2)　子どもの体力向上
主な事業：元気っ子健康体力チェック，うつのみや元気っ子チャレンジ　等
(3)　学校部活動の段階的な地域移行
主な事業：部活動指導員派遣事業，地域クラブ育成事業（部活動地域移行）の実施　等

施策の柱１　ライフステージ等に応じたスポーツへの参加機会の確保

基本施策２　成人のスポーツ参加の促進

市民がライフスタイルや目的に合ったスポーツに親しめるよう，参加機会の提供を図ります。

特に，スポーツ実施頻度の少ない年代層に対して，夜間・休日におけるスポーツ教室の拡充など，スポーツ活動への参加を促す仕組みの構築に取り組みます。

施策の方向性
⑴　スポーツに親しみやすい機会づくり
主な事業：成人を対象としたスポーツ教室，ニュースポーツの普及促進　等
⑵　働き盛り･子育て世代へのスポーツ活動の促進
主な事業：成人に向けたスポーツに関する情報の発信，運動推進事業　等

2　基本施策

第１章 第２章 第３章
第４章 第５章

施策の柱１　ライフステージ等に応じたスポーツへの参加機会の確保

基本施策３　高齢者のスポーツ活動の促進

高齢者が健やかにスポーツライフを楽しむことができるよう，スポーツに参加できる機会の提供に取り組みます。また，スポーツを通した社会参加・活躍の推進や，高齢者の生きがいづくりを目指し，高齢者でも行えるスポーツの普及促進などに取り組みます。

施策の方向性
⑴　生きがいとなるスポーツの機会づくり
主な事業：高齢者を対象としたスポーツ教室，介護予防普及啓発事業　等

基本施策４　障がい者のスポーツ活動と普及・理解の促進

障がいのある方が気軽にスポーツに参加できるよう，スポーツ施設におけるバリアフリー化等の環境整備に取り組みます。

また，市民に対して，障がい者スポーツの普及・理解促進を図るため，障がい者スポーツを体験できる機会の提供に取り組みます。

施策の方向性
⑴　障がい者のスポーツ活動環境整備
主な事業：スポーツ施設のバリアフリー化
⑵　障がい者スポーツに親しむ機会づくり
主な事業：ふれあいスポーツ大会の実施，障がい者スポーツ体験会の実施　等

施策の柱１　ライフステージ等に応じたスポーツへの参加機会の確保

基本施策５　スポーツ指導者の育成・活用

多様化する市民ニーズに対応できる指導者の育成に努めるとともに，指導意向のある潜在的な指導者の発掘や選手のセカンドキャリアとしての指導者への活用など，新たな指導者の発掘・活用に取り組みます。

また，指導者がスポーツの指導を継続して行うことができるよう，スポーツ指導環境の向上に取り組みます。

施策の方向性
⑴ 指導者の育成
主な事業：スポーツ推進委員の育成，少年スポーツ指導員の育成
⑵ 指導者の発掘･活用
主な事業：宇都宮市版人材バンクの設置　等
⑶ 指導活動環境の向上
主な事業：少年スポーツ指導協力事業所認定制度

2　基本施策

第１章 第２章 第３章
第４章 第５章

施策の柱２　市民のつながりの創出に向けたスポーツ活動環境の充実

基本施策６　スポーツ施設等の整備・充実

市民がスポーツに親しみやすく，活動しやすい環境を整えるため，「スポーツ施設整備計画」において，スポーツ環境の変化や市民ニーズを捉えた施設のあり方を検討し，効果的・効率的な整備・改修を進めていくとともに，今後整備を予定しているスポーツ施設等において，市民がスポーツを通して集まる場の創出に取り組みます。

また，より多くの方がスポーツ施設を利用し，人々の交流が生まれるよう，既存施設の更なる利用促進に取り組みます。

施策の方向性
⑴ スポーツ施設の計画的整備･改修の推進
主な事業：計画的･効果的なスポーツ施設整備の推進　等
⑵ スポーツ施設等の利用促進
主な事業：学校体育施設夜間開放事業，冒険活動事業　等

施策の柱２　市民のつながりの創出に向けたスポーツ活動環境の充実

基本施策７　トップレベルのスポーツを見て・触れる機会の創出

見る人に大きな感動や憧れを与え，市民のスポーツ活動の動機付けにもつながるよう，国際的スポーツイベントやプロスポーツの誘致・開催に取り組みます。

また，スポーツの楽しさを知るきっかけの１つとして，本市出身など，本市にゆかりのあるプロスポーツ選手などを知る機会の創出に取り組みます。

施策の方向性
⑴ トップレベルスポーツイベント等の開催・誘致
主な事業：ＦＩＢＡ３ｘ３ワールドツアーの開催
ジャパンカップサイクルロードレースの開催　等
⑵ トップレベルスポーツ選手を知る機会の創出
主な事業：本市にゆかりのあるスポーツ選手の顕彰

2　基本施策

第１章 第２章 第３章
第４章 第５章

施策の柱２　市民のつながりの創出に向けたスポーツ活動環境の充実

基本施策８　競技スポーツ活動機会・環境の充実

市民のスポーツ活動への励みや目標につながるよう，スポーツ活動の成果を競ったり，表現したりする場の提供に取り組みます。また，全国大会などのハイレベルな大会への参加を促進するため，市スポーツ協会や競技団体，県と連携しながら選手・団体等の支援に取り組みます。

施策の方向性
⑴ 市民参加型スポーツ大会の開催
主な事業：宇都宮マラソン大会の開催，市民スポーツ大会の開催　等
⑵ スポーツ全国大会出場支援
主な事業：スポーツ全国大会出場補助金

基本施策９　スポーツ活動団体の育成・支援

スポーツを通した人と人との交流や地域内の交流を促進することにより，生活に活力をもたらし，地域活性化が図られるよう，総合型地域スポーツクラブやスポーツ振興財団，市スポーツ協会などへの運営補助等の支援を行い，身近な地域でのスポーツ活動機会の創出に取り組みます。

施策の方向性
⑴ スポーツ団体の活動支援
主な事業：プロスポーツチームの支援，スポーツ振興財団運営補助，スポーツ協会の育成　等
⑵ 地域におけるスポーツ活動の機会づくり
主な事業：総合型地域スポーツクラブ育成・活動支援事業　等

施策の柱３　スポーツを活用した地域活性化・魅力創造

基本施策１０　スポーツを活用したひとづくり

スポーツを活用した健康づくりや本市をホームタウンとするプロスポーツチームとの連携による環境配慮行動，市民のシビックプライドの醸成に取り組みます。

施策の方向性
⑴ 健康づくりの推進
主な事業：うつのみや健康ポイント事業
⑵ エコアクションの推進
主な事業：みやエコ･アクション･ポイント事業の実施
プロスポーツチームによるもったいない運動の推進
⑶ シビックプライドの醸成
主な事業：プロスポーツチームとの連携による地域活性化

基本施策１１　スポーツを活用した魅力創造・交流機会の創出

本市がこれまで培ってきたジャパンカップサイクルロードレース等をスポーツの貴重な地域資源として捉え，国内外の大規模スポーツイベントの更なる開催誘致などにより，都市ブランド力の向上や，スポーツツーリズムの推進などに取り組みます。

施策の方向性
⑴ 都市ブランド力の向上
主な事業：新たなスポーツ資源（アーバンスポーツ）の発掘･創出　等
⑵ スポーツツーリズムによる誘客促進
主な事業：スポーツツーリズム推進事業，アウェイツーリズム（観光情報発信）　等

2　基本施策
第１章 第２章 第３章 第４章 第５章

施策の柱３　スポーツを活用した地域活性化・魅力創造

基本施策１２　スポーツを活用した産業・研究の活性化

民間事業者等によるスポーツビジネスやリアルとデジタルの融合など，新たなスポーツ事業の創出・拡大に向けた活動支援や，企業やプロスポーツをはじめとする各種スポーツ団体，大学，行政，市民等が一体となり，ウェルビーイングの向上に向けた取組を創出する産学官民連携プラットフォームの運営に取り組みます。

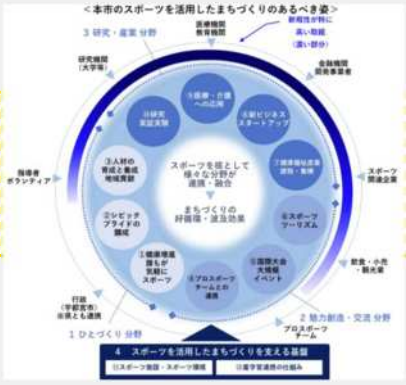

施策の方向性
⑴ 企業の活動支援
主な事業：スポーツ，健康･福祉分野におけるスタートアップの成長支援　等
⑵ 産学官民の連携
主な事業：「（仮称）みやＳＯＩＰ※」の運営･事業創出

※　スポーツオープンイノベーションプラットフォームの略
企業、大学等と連携したスポーツを活用した事業創出等を行う組織体

第５章　計画の推進

1.計画の推進体制
2.計画の実現に向けて

1　計画の推進体制

計画の推進にあたり，地域・学校・企業・行政など様々な関係主体が相互に連携し，年齢や性別，障がいの有無等にかかわらず，市民一人ひとりが生涯にわたってスポーツを楽しむことができる環境の実現を目指す必要があることから，それぞれが以下のような役割を担います。

各主体	役割
地域	・　地域の特性等に応じた健康づくりやスポーツ活動を充実することにより，地域住民の体力の維持増進，多世代の交流に取り組む。 ・　各地区のスポーツ推進委員や体育・スポーツ協会をはじめとする人々と連携しながら，地域住民のスポーツ意欲を高めることで，スポーツ活動環境創出への参画につなげていく。
学校等 （保育園，幼稚園，小学校，中学校，高等学校，その他）	・　体育の授業や部活動を通して，児童生徒の体力向上やスポーツを通した仲間作りの素晴らしさなどを子どもたちが享受できるよう取り組む。 ・　体育館や校庭の地域への開放など，地域が行うスポーツ活動へ協力する。 ・　中学校においては，部活動の地域移行の方策を検討し，子ども達が，「楽しさ」や「喜び」を感じる活動を様々な選択肢の中から選ぶことができるよう，スポーツ団体や地域と連携して取り組む。
企業	・　サークル活動など企業内スポーツの推進や，スポーツ大会等のイベントの開催に努めるとともに，各従業員が地域の構成員として地域のスポーツ活動に積極的に参加したり，指導したりできる環境作りに取り組む。 ・　自社のグラウンド等の施設を地域に開放することに取り組むとともに，スポーツイベントの開催に向けた協力・支援に取り組む。 ・　スポーツの多面的価値を活用した経済・産業活動に取り組み，「スポーツのまちうつのみや」の実現に寄与する。
スポーツ関係団体 （スポーツ振興財団，スポーツ協会，競技団体，地区体育・スポーツ協会　等）	・　各スポーツ団体・関係機関と連携を図りながら，地域のスポーツ指導者の育成や競技力の向上を目指し，スポーツ大会やイベントの実施，指導者の育成・派遣に取り組む。 ・　スポーツを通して様々な市民が集まり，共に活動する場の提供に取り組み，多世代の交流による共生社会の実現に寄与する。
本市をホームタウンとするプロスポーツチーム	・　試合を開催することにより，市民のシビックプライドの醸成や多世代の交流に取り組む。 ・　「小中学校への訪問」や「各種教室」などの実施を通じ，スポーツの振興や青少年の健全育成などに取り組む。
市	・　市民ニーズを的確に把握・分析し，スポーツ推進に関する方針や施策を立案するとともに，スポーツ大会の開催や，民間には困難な大規模施設の整備に取り組む。 ・　関係機関と連携しながら，スポーツを活用したまちづくりに取り組む。

２　計画の実現に向けて

・　本計画の着実な推進に向けては，上位・関連計画と有機的に連動しながら取り組みます。

・　成果指標等を定期的・継続的に測定し，スポーツ推進審議会にて進捗評価等を行います。

・　取組の実施状況の確認を踏まえ，ＰＤＣＡサイクルに則り，必要に応じて中間見直し等を行います。

資料編

資料編目次

1. 施策の柱ごとの個別事業一覧・・・・・・・・・　７０

2. 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・　７３

3. スポーツ推進審議会名簿・・・・・・・・・・・・　７４

施策の柱１　ライフステージ等に応じたスポーツへの参加機会の確保

基本施策１　子どものスポーツへの興味・関心の高揚

施策の方向性　⑴　楽しくスポーツに親しむ機会づくり　⑵　子どもの体力向上　⑶　学校部活動の段階的な地域移行

番号	個別事業	所管課	施策の方向性
1	子どもを対象としたスポーツ教室	スポーツ都市推進課	⑴
2	スポーツ指導デリバリー事業	スポーツ都市推進課	⑴
3	ニュースポーツの普及促進	スポーツ都市推進課	⑴
4	子どもに向けたスポーツに関する情報の発信	スポーツ都市推進課	⑴
5	元気っ子健康体力チェック	学校健康課	⑵
6	うつのみや元気っ子チャレンジ	学校健康課	⑵
7	部活動指導員派遣事業	学校健康課	⑶
8	地域クラブ育成事業（部活動地域移行）の実施	学校健康課	⑶

基本施策２　成人のスポーツ参加の促進

施策の方向性　⑴　スポーツに親しみやすい機会づくり　⑵　働き盛り・子育て世代へのスポーツ活動の促進

9	成人を対象としたスポーツ教室	スポーツ都市推進課	⑴，⑵
再掲	スポーツ指導デリバリー事業	スポーツ都市推進課	⑴，⑵
再掲	ニュースポーツの普及促進	スポーツ都市推進課	⑴，⑵
１０	成人に向けたスポーツに関する情報の発信	スポーツ都市推進課	⑴，⑵
１１	運動推進事業	健康増進課	⑵

基本施策３　高齢者のスポーツ活動の促進

施策の方向性　⑴　生きがいとなるスポーツの機会づくり

１２	高齢者を対象としたスポーツ教室	スポーツ都市推進課	⑴
再掲	スポーツ指導デリバリー事業	スポーツ都市推進課	⑴
再掲	ニュースポーツの普及促進	スポーツ都市推進課	⑴
１３	高齢者に向けたスポーツに関する情報の発信	スポーツ都市推進課	⑴
１４	介護予防普及啓発事業	高齢福祉課	⑴
１５	健康づくりを支援する取組	生涯学習課	⑴

基本施策４　障がい者のスポーツ活動と普及・理解促進

施策の方向性　⑴　障がい者のスポーツ活動環境整備　⑵　障がい者スポーツに親しむ機会づくり

１６	スポーツ施設のバリアフリー化	スポーツ都市推進課	⑴
１７	ふれあいスポーツ大会の実施	障がい福祉課	⑵
１８	文化・スポーツ講座事業の充実	障がい福祉課	⑵
１９	障がい者スポーツ体験会の実施	障がい福祉課	⑵

基本施策５　スポーツ指導者の育成・活用

施策の方向性　⑴　指導者の育成　⑵　指導者の発掘・活用　⑶　指導活動環境の向上

２０	スポーツ推進委員の育成	スポーツ都市推進課	⑴，⑵
２１	少年スポーツ指導員の育成	スポーツ都市推進課	⑴，⑵
再掲	部活動指導員派遣事業	学校健康課	⑵
２２	宇都宮市版人材バンクの設置	学校健康課	⑵
２３	少年スポーツ指導協力事業所認定制度	スポーツ都市推進課	⑶

施策の柱２　市民のつながりの創出に向けたスポーツ活動環境の充実

基本施策６　スポーツ施設等の整備・充実

施策の方向性　⑴　スポーツ施設の計画的整備・改修の推進　⑵　スポーツ施設等の利用促進

番号	個別事業	所管課	施策の方向性
２４	計画的・効果的なスポーツ施設整備の推進	スポーツ都市推進課	⑴
２５	スポーツ広場整備補助金	スポーツ都市推進課	⑴
２６	道路空間におけるサイクルスポーツ環境の整備・保全	道路建設課	⑴
２７	市有施設の脱炭素化	環境創造課	⑴
２８	学校体育施設夜間開放事業	学校管理課	⑵
２９	冒険活動事業	学校教育課	⑵

基本施策７　トップレベルのスポーツを見て・触れる機会の創出

施策の方向性　⑴　トップレベルスポーツイベント等の開催・誘致　⑵　トップレベルスポーツ選手を知る機会の創出

３０	ＦＩＢＡ３ｘ３ワールドツアーの開催	スポーツ戦略室	⑴
３１	ジャパンカップサイクルロードレースの開催	スポーツ戦略室	⑴
３２	プロスポーツ公式戦の開催誘致	スポーツ都市推進課	⑴
３３	本市にゆかりのあるスポーツ選手の顕彰	スポーツ都市推進課	⑵

基本施策８　競技スポーツ活動機会・環境の充実

施策の方向性　⑴　市民参加型スポーツ大会の開催　⑵　スポーツ全国大会出場支援

３４	宇都宮マラソン大会の開催	スポーツ都市推進課	⑴
３５	市民スポーツ大会の開催	スポーツ都市推進課	⑴
３６	スポーツ全国大会出場補助金	スポーツ都市推進課 高齢福祉課	⑵

基本施策９　スポーツ活動団体の育成・支援

施策の方向性　⑴　スポーツ団体の活動支援　⑵　地域におけるスポーツ活動の機会づくり

３７	プロスポーツチームの支援	スポーツ都市推進課	⑴
３８	スポーツ振興財団運営補助	スポーツ都市推進課	⑴，⑵
３９	スポーツ協会の育成	スポーツ都市推進課	⑴，⑵
４０	総合型地域スポーツクラブ育成・活動支援事業	スポーツ都市推進課	⑴，⑵

施策の柱３　スポーツを活用した地域活性化・魅力創造

基本施策10　スポーツを活用したひとづくり

施策の方向性　⑴　健康づくりの推進　⑵　エコアクションの推進　⑶　シビックプライドの醸成

番号	個別事業	所管課	施策の方向性
４１	うつのみや健康ポイント事業	健康増進課	⑴
４２	みやエコ・アクション・ポイント事業の実施	環境創造課	⑵
４３	プロスポーツチームによるもったいない運動の推進	環境創造課	⑵
４４	プロスポーツチームとの連携による地域活性化	スポーツ戦略室	⑶

基本施策11　スポーツを活用した魅力創造・交流機会の創出

施策の方向性　⑴　都市ブランド力の向上　⑵　スポーツツーリズムによる誘客促進

再掲	ＦＩＢＡ３ｘ３ワールドツアーの開催	スポーツ戦略室	⑴
再掲	ジャパンカップサイクルロードレースの開催	スポーツ戦略室	⑴
４５	新たなスポーツ資源（アーバンスポーツ）の発掘・創出	スポーツ戦略室	⑴
４６	スポーツツーリズム推進事業	スポーツ戦略室	⑵
４７	森林公園の体験型アクティビティを通した交流機会の創出	観光MICE推進課	⑵
４８	スポーツ観戦をきっかけとした周遊促進	観光MICE推進課	⑵

基本施策12　スポーツを活用した産業・研究の活性化

施策の方向性　⑴　企業の活動支援　⑵　産学官民の連携

再掲	少年スポーツ指導協力事業所認定制度	スポーツ都市推進課	⑴
４９	スポーツ，健康・福祉分野におけるスタートアップの成長支援	産業政策課	⑴
５０	「（仮称）みやＳＯＩＰ」の運営・事業創出	スポーツ都市推進課	⑵

計画の策定体制

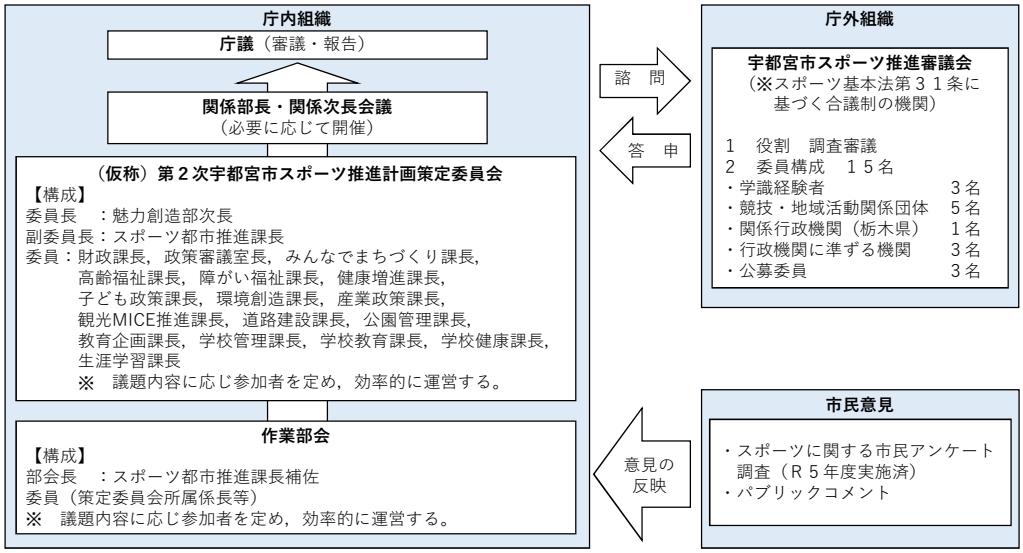

スポーツ推進審議会名簿

区分	氏　名	備考
学識経験者	石塚　諭	宇都宮大学　准教授
	福田　将史	作新学院大学　名誉教授
	藤村　透子	作新学院大学女子短期大学　准教授
競技・地域団体等	宮本　典子	宇都宮市なぎなた連盟　理事長
	小野　武伸	宇都宮市ダンススポーツ連盟　理事長
	津田　るみ子	株式会社宇都宮コミュニティメディア 超コミュニティ創造室　コミュニティリーダー
	宮本　榮子	スポルトかわち「ｓｈｉｐ」　事務局長
関係機関・団体	大豆生田　將	宇都宮市スポーツ協会　会長
	森下　薫	宇河地区中学校体育連盟　会長
	福田　治久	宇都宮市ＰＴＡ連合会　会長
	田代　哲郎	栃木県スポーツ協会　参事兼武道館館長
	手塚　不二雄	宇都宮市スポーツ推進委員会　会長
公募委員	戸井田　公子	
	中村　泉	
	中村　英一朗	

第２次宇都宮市スポーツ推進計画
令和　年　月

編集　宇都宮市魅力創造部スポーツ都市推進課

別　　紙
意見提出案

（案）

宮教企第　　号
令和７年２月　日

宇都宮市長　佐　藤　栄　一　様

宇都宮市教育委員会
教育長　小　堀　茂　雄

「第２次宇都宮市スポーツ推進計画（案）」について（回答）

令和７年２月１２日付宮ス都第６９０号により意見を求められた標記の件について，下記のとおり意見を提出します。

記

「第２次宇都宮市スポーツ推進計画（案）」については，異論ありません。

請願文書表

令和７年第２回
定例会

請　願

番号	受理年月日	件　　名	要　　旨	請願者の住所氏名
1	令和７年 １月１４日	宇都宮市立学校の安全衛生管理体制の改善を求める請願	第一に「宇都宮市立学校職員安全衛生管理規程」（以下「市規程」）に不備がある。 ・市規程第１３条第２項を「労働安全衛生法」（以下「法」）第１７条第４項に基づく内容に変更する必要がある。 ・市規程第１４条に，５０人以上の常勤教職員が勤務する学校は法の規定に従い月１回以上安全衛生委員会を開催することを書き加える必要がある。 ・市規程第１５条第２項に，５０人以上の常勤教職員が勤務する学校は議事概要を職員に遅滞なく周知することを書き加える必要がある。 第二に，各学校に対する市教委事務局の管理体制への改善が不可欠である。 ・市規程において，衛生管理者等を選任したときは，速やかに総括安全衛生管理者に報告しなければならないとしているが，各学校に対して市教委が報告を求めたのは新年度開始から半年後である。 ・市規程では，安全衛生委員会を開催したときは，速やかに総括安全衛生管理者に報告しなければならないとしているが，１１月１４日という報告期限を示して，各学校に対し報告を求めていることは，安全衛生委員会が年１回程度しか開かれていないことを公に認めているものと解され，常勤教職員が５０人以上の学校については違法であり問題である。	愛知県一宮市三条字新２１－６ ＩＲＩＳ宇都宮 代表　加藤　豊裕

請願第 1 号

宇都宮市教育委員会教育長　殿

宇都宮市立学校の安全衛生管理体制の改善を求める請願

請願の趣旨

私たちは、宇都宮市内の教職員で構成する教職員組合IRIS宇都宮です。宇都宮市公平委員会に登録された地方公務員法上の職員団体です。事務所は代表の居住地である愛知県に置いていますが、組合員は全員、宇都宮市立学校に勤務しています。

宇都宮市立学校の安全衛生管理体制は、労働安全衛生法（以下「法」といいます。）等の法令に違反している実態が多々見受けられ、改善が不可欠と思われますので請願いたします。

第一に、「宇都宮市立学校職員安全衛生管理規程」（平成12年教育委員会訓令第3号。以下「規程」といいます。）の規定に不備があります。細かい点は市教委事務局の方にさらに精査していただきたいのですが、現場労働者の立場から述べると、規程第13条第2項第5号、規程第14条、規程第15条第2項の規定ぶりに問題があるように思います。

規程第13条第2項第5号には、安全衛生管理者が自らの権限で委員を選任できるかのように書かれていますが、法第18条第4項において読み替えて準用される法第17条第4項の規定に基づく内容に変更する必要があると思われます。規程第14条は規程第11条の規定を準用することになっていますが、50人以上の常勤教職員が勤務する学校については、法の規定に従い月１回以上の開催が求められることから、この点を書き加える必要があると思われます。規程第15条第2項は、50人以上の常勤教職員が勤務する学校については、議事の概要を職員に遅滞なく周知する必要があることから、この点を書き加える必要があると思われます。

第二に、各学校に対する市教委事務局の管理体制に問題があります。

規程第7条第5項、規程第8条第2項、規程第15条第1項によれば、衛生管理者・衛生推進者・安全衛生委員会の委員を選任したときは、速やかにその旨を総括安全衛生管理者に報告しなければならないとされています。しかし今年度、各校に対して市教委から同報告が求められたのは、新年度が始まって半年近く経った9月26日であり、報告期限は11月14日とされています（宮学健第1290号）。

また、規程第15条第2項では、安全衛生委員会の会議を開催したときは、速やかにその旨を総括安全衛生管理者に報告しなければならないとされていますが、前出の文書（宮学健第1290号）では、11月14日という報告期限を示した後、「※ 様式第3号（請願者註：安全衛生委員会開催状況報告書）は，安全衛生委員会を開催後に御報告願います」という記述があります。これはつまり、安全衛生委員会が年１回程度しか開かれていない宇都宮市立学校の現状を市教委事務局も把握し、公に認めているものと解されます。常勤教職員が50人未満の学校については直ちに違法とは言えませんが、常勤教職員が50人以上の学校については違法であり、これを市教委事務局が是認しているのは問題です。

このように、宇都宮市立学校の安全衛生管理体制は、法令に違反している実態が多々見受けられ、改善が不可欠と思われますので、市教委として早急に適切な対応を取られるようお願いいたします。

提出年月日　2025年1月12日

請願者　愛知県一宮市三条字新２１－６
IRIS宇都宮
代表　加藤豊裕

No. 1396
7.1.14
宇都宮市教育委員会

請願第１号
別　　紙

宇都宮市立学校職員の安全衛生管理体制について

１　安全衛生委員会

労働安全衛生法及び学校保健安全法並びにこれらに基づく関係法令に定めるもののほか，宇都宮市立学校職員安全衛生管理規程（以下「市規程」と言う。）に基づき，市立小中学校における教職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成に資するために市教育委員会に「宇都宮市立学校職員総括安全衛生委員会」，各学校に「学校安全衛生委員会」を置く。

【総括安全衛生委員会・安全衛生委員会の所掌事務】（下線部は総括安全衛生委員会のみ）
市規程　第１０条第１項，第１３条第１項
⑴ 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
⑵ 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
⑶ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
⑷ 前３号に掲げるもののほか，職員の危険及び健康障害の防止並びに健康の保持増進に関すること。

【関係法規】

○　労働安全衛生法 第１７条第１項第１号，第２号（安全委員会）

事業者は，政令で定める業種及び規模の事業場ごとに，次の事項を調査審議させ，事業者に対し意見を述べさせるため，安全委員会を設けなければならない。
一　労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
二　労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。

○　労働安全衛生法 第１８条第１項第１号，第２号，第３号（衛生委員会）

事業者は，政令で定める業種及び規模の事業場ごとに，次の事項を調査審議させ，事業者に対し意見を述べさせるため，衛生委員会を設けなければならない。
一　労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
二　労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
三　労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。

○　労働安全衛生法 第１９条第１項（安全衛生委員会）

事業者は，第１７条及び前条の規定により安全委員会及び衛生委員会を設けならなければならないときは，それぞれの委員会の設置に代えて，安全衛生委員会を設置することができる。

○　労働安全衛生法施行令 第８条第１号，第２号(安全委員会を設けるべき事業場)

法第十七条第一項の政令で定める業種及び規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。
一　林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業　五十人
二　第二条第一号及び第二号に掲げる業種(前号に掲げる業種を除く。)　百人

○　労働安全衛生法施行令 第９条(衛生委員会を設けるべき事業場)

法第十八条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。

2　学校安全衛生委員会の委員の選任

市規程及び関係法規の記載事項

○　市規程 第１３条第２項（安全衛生委員会）

安全衛生委員会は，次に掲げるものを委員とし当該委員をもって構成する。

⑴　安全衛生管理者

⑵　衛生管理者

⑶　衛生推進者

⑷　産業医及び職員健康管理医

⑸　所属の職員のうちから安全衛生管理者が選任する者

【関係法規】

○　**労働安全衛生法 第１７条第４項（安全委員会）**

４　事業者は，第一号の委員（総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずるもののうちから事業者が指名した者）以外の半数については，当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいては労働組合，労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表とする者の推薦に基づき指名しなければならない。

○　労働安全衛生法 第１８条第４項（衛生委員会）

４　前条第三項から第五項までの規定は、衛生委員会について準用する。（以下略）

○　労働安全衛生法 第１９条第４項（安全衛生委員会）

４　第十七条第三項から第五項までの規定は，安全衛生委員会について準用する。（以下略）

3　安全衛生委員会の会議の開催及び報告

⑴　市規程及び関係法規の記載事項

○　市規程 第１１条（総括安全衛生委員会の会議）

総括安全衛生委員会の会議は委員長が招集し，その議長は委員長をもって充てる。

２　安全衛生委員会の会議は，次に掲げる場合に開催する。

⑴　委員長が認めたとき。

⑵　委員の３分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

⑶　総括安全衛生委員会は，委員の２分の１以上の出席がなければ会議を開くことができない。

○　市規程 第１４条（安全衛生委員会の会議）

第１１条の規定は，安全衛生委員会の会議について準用する。

○　**市規程 第１５条（報告）**

安全衛生管理者は第１３条第２項第５号の規定により安全衛生委員会の委員を選任したときは，速やかにその旨を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

２　安全衛生管理者は安全衛生委員会を開催したときは，速やかにその旨を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

⑵　本市の対応状況

令和６年度については，市規程第１５条に基づく安全衛生委員会の委員の選任や開催状況の報告について，９月に照会し１１月報告期限とした。

※ 全９４校から提出済

４　安全衛生委員会開催の頻度

⑴　市規程及び関係法規の記載事項

○　市の規程において会議開催頻度に関する記載事項無し

【関係法規】

○　**労働安全衛生規則　第二十三条第一項，第三項**

事業者は，安全委員会，衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月一回以上開催するようにしなければならない。

３　事業者は，委員会の開催の都度，遅滞なく委員会における議事の概要を（中略）労働者に周知させなければならない。

⑵　本市の対応状況

各学校においては，教職員の負担軽減や会議の効率化を図るため，安全衛生委員会や教職員が集まる会議等で，教職員の安全及び健康の確保並びに職場環境に関する議事の概要を教職員に周知している。

報告第５号

令和６年度教育委員会主要事業の進行管理について

令和６年度教育委員会主要事業の進行管理について，次のように報告する。

令和７年２月１４日提出

宇都宮市教育委員会

教育長　小堀　茂雄

別紙のとおり

報告第５号
別　　紙

令和6年度　教育委員会主要事業　管理票（令和7年1月末現在）

事業内容	実施状況	今後の取組	報告状況
(1)教育で選ばれるまち宇都宮の推進			
教育企画課 ◆教育で選ばれるまち宇都宮の推進	4月～　・校長会議で全国的に優れている教育環境や取組の成果等について報告 ・市長部局（子ども部）と連携したプロモーションの検討・調整 9月　・子育て世代をターゲットとしたプロモーション活動「＃ずっと，宇都宮」（子ども部）において，教育に関するPR項目を組み込み，市内小中学校や商業施設等においてリーフレットを配布（約400箇所，約8万6千部） 12月～　・「＃ずっと，宇都宮」におけるSNSを活用したプロモーション活動において，教育に関する項目を周知（2月中旬まで） 1月～　・本市教育委員会のPR項目を集約した広報原案を作成中	○広報物の作成 ⇒　局内の各課と密に連携・調整を行いながら，PR項目を集約した広報物を完成させ，次年度早期に広報活動に着手する。 ○戦略的な情報発信 ⇒　次年度の校長会議において，PR項目を集約した広報物の周知を図り，各校における保護者説明会等での活用を促すとともに，魅力創造部における都市ブランドプロモーション活動と連携し，都市ブランドプロモーション用のホームページに，主要なPR項目を掲載する。	

事業内容	実施状況	今後の取組	報告状況
学校管理課			
（1）学校施設の計画的な整備・更新			
◆校舎・体育館の計画的な長寿命化	4月～ ・星が丘中学校校舎長寿命化改修工事の実施（R4.8月～R6.10月） ※校舎の改修は6月で完了 ・西小学校校舎長寿命化改修工事の実施（R5.6月～R8.1月） 5月～ ・西原小学校・晃陽中学校校舎長寿命化改修工事実施設計の実施（～R7.2月） ・今泉小学校体育館改築工事実施設計（～R7.2月） 7月～ ・城東小学校体育館長寿命化改修工事の実施（～R7.2月） ・横川中央小学校体育館改築工事南側外構移設工事の実施（～R6.8月） 10月～ ・上河内中学校校舎長寿命化改修工事の実施 ・横川中央小学校体育館改築工事の実施（～R8.3月）	○校舎・体育館の計画的な長寿命化 ⇒ 長寿命化改修工事の実施による学校生活への影響等について，学校や地域に対し，丁寧な説明を行っていく。 ⇒ 脱炭素化など学校施設に対する多様なニーズに対して，市全体の方針等を踏まえながら，関係部署と連携し，設計に反映していく。	
（2）学校トイレ洋式化の計画的推進			
◆校舎・体育館トイレ改修工事の円滑な実施	4月～ ・校舎トイレ改修工事の実施（小学校14校，中学校5校）（～R7.2月） 11月～ ・体育館トイレ改修工事の実施（小学校16校，中学校7校）（～R7.2月）	○校舎・体育館トイレ改修工事の円滑な実施 ⇒工事による学校生活への影響等を最小限とするため，実施時期などについて，学校や庁内関係部署と綿密な連携・調整を図っていく。 →校舎・体育館トイレの洋式化率（見込み） 83.5%（R7.3月末予定）	

	事業内容	実施状況	今後の取組	報告状況
	（1）学力の向上（GIGAスクール構想の実現等）			
学校教育課	◆個別最適な学びと協働的な学びに向けた端末の効果的な活用	4月 ・協働学習ツール，AI型個別学習ドリル，MEXCBTの活用開始 5月 ・学習者用デジタル教科書（英語及び算数・数学）の活用 ・小学校新1年生の端末使用開始 ・学校訪問における指導・助言の開始 6月 ・児童生徒個人用パソコン利用に係る個人情報の取扱いについて，保護者宛て通知 7月 ・CDXO補佐官による学校訪問 （陽光小，陽南中） 9月 ・CDXO補佐官による学校訪問 （西が岡小，宝木中） 11月 ・学校向け啓発資料 GIGAスクールニュースの発行 12月 ・GIGAスクール構想に係るアンケートの実施 1月 ・教育委員による学校訪問（姿川中央小） ・GIGAスクール構想推進会議を開催予定（2/4） ⇒ これまでの取組の評価と今後の方向性を確認	○全市的な取組水準の向上 ⇒ 各学習ツールの効果的な活用方法や場面について調査研究を進める。 ⇒ 教職員に対して「リアルとデジタルのベストミックス」に係る指導助言や指導資料の配付により，学びの本質に迫るための1人1台端末をより効果的に活用した授業改善に努める。 ○学力向上に向けたデータ利活用の検討 ⇒ AIドリルや各種学力調査，協働学習ツール等から得られるデータを一元化し可視化する方法についても調査研究を進め，今後の学力向上に係る取組について検討する。 ⇒ GIGAスクール構想推進会議を開催し，学識経験者や国の学校DXアドバイザーからの意見聴取を行うとともに，市のDX補佐官等からの意見聴取を行いながら，取組を推進していく。	

	事業内容	実施状況	今後の取組	報告状況
学校教育課	◆STEAM教育の基盤となる「U-STEAM学習」の実施	4月　・第1回校長会議で小学校におけるU-STEAM学習の開始に係る周知及びデジタルシティ体験の活用について連絡 6月　・中学校モデルプラン・年間指導計画の作成の方向性に係る協議（各教科等担当指導主事） 7月　・宇都宮市小学校プログラミング体験教室実施 対象:小学校6年生，参加:午前29名 午後28名 ・生成AIと情報セキュリティ研修（第1日） 市教育センター　指定研修　参加者94名 対象　情報教育主任又は情報教育担当者 ・小学校プログラミング教育研修参加者10名 市教育センター　希望研修 対象　小学校教員 8月　・中学校教科用図書の採択結果等を踏まえ，U-STEAM学習関連表（案）を作成 10月　・各教科等部会においてモデルプランの作成を開始 ・生成AIと情報セキュリティ研修（第2日） 市教育センター　指定研修　94名	○小学校におけるU-STEAM学習の開始 ⇒　総合訪問の際に実施状況を把握し，指導助言を行う。 ○令和7年度の中学校におけるU-STEAM学習の開始に向けた準備 ⇒　教科用図書採択結果を踏まえ，U-STEAM学習に関連する「宇都宮市プログラミング教育年間指導計画」，「U-STEAM教育関連表」の更新，修正等を行い，モデルプランの作成と年間指導計画への位置付けについて，市教委から中教研各部会に提示する。 ○小学校版「宇都宮学」副読本のデジタル化 ⇒　1人1台端末からの活用により，総合的な学習の時間等における情報収集などの学習活動の充実を図る。	

事業内容		実施状況	今後の取組	報告状況
学校教育課	◆「宇都宮市英語教育強化プラン」の充実	4月 ・第1回校長会議において，英検IBAによる英語能力診断の実施に係る周知 5月 ・宇中教研外国語部会において英検IBAによる英語能力診断の実施に係る周知 ・イングリッシュキャンプ募集開始 7月 ・英語教員研修の実施（参加者35名，ALT 9名参加） ・小学生対象イングリッシュキャンプ実施（小学生参加 131名） 8月 ・宇中教研外国語部会において英検IBAによる英語能力診断の実施に係る周知 ・中学生対象イングリッシュキャンプ実施（中学生参加予定 65名） 10月 ・英語教員研修の実施（参加者35名，ALT 9名参加） 12月 ・ALT研修会の実施（授業外での取組の充実について，ALT47名） 2月 ・英検IBA実施予定	○客観的な指標をもとにした英語力判定機会の創出 ⇒ 英検IBAの実施により，生徒の英語への学習意欲向上を図る。 ○児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成 ⇒ 授業内外でのALT活用を充実させるとともに，イングリッシュキャンプを継続的に実施する。	

事業内容	実施状況	今後の取組	報告状況
(2)コミュニティ・スクールモデル校における実証事業に向けた取組の推進			
学校教育課 ◆コミュニティ・スクール試行的導入事業に向けた取組	4月 ・要綱等の適用 ・校長会議において概要を説明 ・魅力協会長対象説明会の実施 ・モデル校公募について通知 ・外部有識者会議の委員の公募開始 5月 ・魅力協支援会議において進捗の報告 6・7月 ・外部有識者会議の委員選考 8月 ・外部有識者会議の実施 9・10月 ・モデル候補校の選定 11月 ・CSマイスター訪問において事業の経過を説明 ・校長会議において魅力協の学校運営参画機能の充実に係る留意点を説明 ・外部有識者会議の実施 12月 ・委員deサロンにおいて事業の経過を説明 1月 ・モデル校を指定し，学校運営協議会を試行的に設置するとともに，学校運営協議会委員を委嘱 ・教育委員会定例会においてモデル校の指定等を報告 ・モデル校対象の研修会を実施（1校） （2月に3校実施予定）	○外部有識者会議の実施 ⇒ 本市におけるコミュニティ・スクールの有効性についての検証方法等について意見交換を行う。 ○モデル校の指定及び委員の委嘱 ⇒ モデル校候補校の選定を行い，学校及び地域による内諾を得た上で，モデル校として指定する。また，校長による委員の推薦に基づき，委員を委嘱する。 ○モデル校を対象とした研修の実施 ⇒ モデル校の学校運営協議会委員等を対象に，市が作成した手引きを活用し，モデル事業及び学校運営協議会の役割等について理解を深めるための研修を実施する。 ○モデル校を対象としたアンケートの実施 ⇒ モデル校の委員と教職員を対象に，検証材料（事業実施前の基準値）とするため，魅力ある学校づくり地域協議会の会議の状況等に係るアンケートを実施する。 ○モデル校の学校運営協議会委員への謝金の支払い ⇒ 調査研究事項の一つである謝金（年額を月割りにした3か月分）の支払いを行う。 ○モデル校の事務等に係るマニュアルの作成 ⇒ モデル校における学校運営協議会に係る事務等を示したマニュアルを作成する。（令和7年度はじめに配付）	

事業内容	実施状況	今後の取組	報告状況
（1）適切な部活動の推進及び部活動の地域移行に向けた段階的な取組の推進			
学校健康課 ◆適切な部活動の推進	4月　・部活動指導員派遣事業の実施 継続者委嘱（運動部15名・文化部3名） 新規配置（6月：運動部1名・文化部1名） （8月：運動部2名） （10月：運動部1名） （11月：文化部1名） ・部活動民間クラブ指導者の学校への説明・希望調査・実施 新規配置（11月：運動部3名） （12月：運動部2名） （1月：運動部7名・文化部3名） 5月　・部活動地域指導者活用事業の実施 年度当初68名配置 （運動部59名・文化部9名） 新規配置（6月：運動部1名・文化部1名） （9月：運動部3名） （10月：運動部1名） （11月：運動部1名） （12月：運動部2名） （1月：運動部2名） ・部活動地域指導者・部活動指導員研修会開催 1月　・部活動指導員24名 （運動部19名・文化部5名） ・部活動地域指導者79名 （運動部69名・文化部10名） ・部活動民間クラブ指導者15名 （市卓球協会指導者や作新学院大学の大学生など） （運動部12名・文化部3名）	○部活動方針の運用の徹底 ⇒　研修会や学校訪問等において運用の徹底を図れるよう指導・助言する。 ○部活動地域指導者及び部活動指導員の資質向上 ⇒　研修会等を通して，指導方法や事故防止など，指導者の資質向上を図れるよう指導・助言する。 ○部活動指導員の確保 ⇒　運動部からニーズがある部活動指導員を公募し，指導者を派遣する。また，学校や各種団体等と連携を図り，人材確保に努めていく。 ○部活動民間クラブ指導者の派遣 ⇒　学校からのニーズを踏まえて，3年生が引退して新体制移行に合わせて配置する。 ⇒　各種スポーツ・文化芸術団体や大学等と連携し，人材確保に努めていく。	

	事業内容	実施状況	今後の取組	報告状況
学校健康課	◆部活動の地域移行に向けた段階的な取組の推進	4月 ・部活動地域移行コーディネーターの配置 ・学校ヒアリング実施(4月:10校, 5月:15校) ・スポーツ・文化芸術団体への説明 (4月:5団体, 5月:2団体, 6月:4団体, 7月:4団体) 7月 ・第1回宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会開催 (本市の目指す方向性と今後の進め方) ・宇河地区中学校体育連盟専門部へのヒアリング実施 (7月:5団体, 8月:7団体) 8月 ・文化部活動顧問へのヒアリング実施 (3団体) 10月 ・第2回宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会開催(主な課題と対応策) 11月 ・学校ヒアリング実施 (11月:14校, 12月:11校) 11月～ ・学校・教職員・保護者等への説明	○企画調整チーム会議の開催 ⇒ 部活動の地域連携・移行に向け, 課題対応策や今後の取組の方向性等を検討する。 ○宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会における意見交換 ⇒ 部活動の地域連携・移行に向け, 課題対応策を検討し, 方針を策定していく。 ○学校における検討体制の構築 ⇒ 検討委員会の設置及び運営等のアドバイスを実施する。 ⇒ 部活動地域移行コーディネーターによる学校や各種団体・地域クラブとのマッチング・連絡調整を実施する。 ⇒ 学校及び宇河地区中学校体育連盟専門部・文化部活動顧問へのヒアリングを実施し, 学校や地域, 種目ごとの実情に応じた検討体制の構築について助言する。 ○教職員や生徒, 保護者の理解促進 ⇒ 本市の取組について, 教育委員会だより等を通して周知するとともに, 必要に応じて各学校へ部活動地域移行コーディネーターを派遣し理解促進を図る。	R6.5 委員deサロン(報告) R6.6 教育委員会(報告)

事業内容	実施状況	今後の取組	報告状況
(2) 学校給食における地産地消の推進			
学校健康課	4月～ ・トマト給食の実施 ・トマト加工品の商品化について事業者との検討を実施 5月 ・第1回学校食育研究会議の開催（全小・中学校の栄養士へ，今年度の取組方針等を説明） 6月 ・全小・中学校において地産地消強化週間（地場産物を積極的に活用した給食の提供）の実施 ・地域学校園の小・中学校4校と民間事業者との地場農産物の供給に関するマッチング成立（しいたけ，ねぎ等の納入開始） 7月 ・地場産物の使用割合が高い学校等へのヒアリングの実施 ・第2回学校食育研究会議の開催（地場産物の使用割合向上のための方策について検討） ・トマト料理コンクール募集開始 8月 ・トマト料理コンクールの開催 9月～10月 ・旬の地場産物による給食の提供（梨又は小松菜） 11月 ・第3回学校食育研究会議の開催（地場産物の使用割合が高い学校の取組事例の検討） ・全小・中学校に対して，トマト料理コンクール入賞作品の給食献立への活用依頼（小・中学校7校において給食として提供） 1月 ・マッチング成約に向けた生産者と学校との打合せ いちご：1地域学校園の小・中学校3校 ねぎ，里芋：1地域学校園の小・中学校3校と小学校1校	○旬を意識した地場産物の活用 ⇒ 引き続き，市産トマト以外にも，本市及び本県で生産量が多い梨や小松菜など，新たな旬の食材を活用した給食を提供していく。 ○学校と直売所等とのマッチング ⇒ 学校と生産者のマッチングに向けては，学校側が生産者に対して，必要な量や時期等の情報を適切に提供することや，規格外品についても受け入れる姿勢を示すことなどにより，生産者にとって納入しやすい環境を整えることも重要であると考えられることから，そのようなマッチング事例を紹介し，活用を積極的に促していく。 ○好事例（地場産物使用割合の高い学校の取組）の周知 ⇒ 各学校や地域学校園において，地場産物使用割合に差が生じていることから，地場産物使用割合が高い学校や地域学校園の取組を把握し，全小・中学校へ好事例として周知していく。	R6.9 教育委員会（報告） → 食育推進事業の取組状況について

事業内容	実施状況	今後の取組	報告状況
(1) 効果的な地域教育の推進			
生涯学習課 ◆デジタル技術の活用	4月　・生涯学習関係職員研修（対面とオンラインのハイブリッド形式で開催，DX研修内容を職員間で共有） 4月～　・「二十歳を祝う成人のつどい」における電子受付の導入検討 ・公共施設予約システムの更新にあわせた運用ルールの検討 ・生涯学習情報提供システム(マナビス)やSNS等を活用した情報発信 11月　・電子受付システムの活用 「宮の朝活（後期）」（参加者34名） 1月　・電子受付システムの活用 「二十歳を祝う成人のつどい」 （参加者4,046名） 「うつのみやこども賞40周年記念式典」 （参加者およそ500名）	○デジタル技術の活用 ⇒　引き続き，生涯学習情報提供システムやInstagram，Youtubeを活用し，講座やイベントの案内，内容の発信等に取り組む。 ⇒　機会をとらえて電子受付システムを活用し，市民の利便性向上と受付事務の迅速化・効率化を図る ⇒　公共施設予約システムについて，全生涯学習センターにおいて市民向け説明会を開催（2月～）	

事業内容		実施状況	今後の取組	報告状況
生涯学習課	◆読書活動の推進	○うつのみやこども賞40周年記念事業 4月～ ・うつのみやこども賞40周年記念事業 ⇒ 記念式典を令和7年1月26日（日）に宇都宮ライト キューブにて開催することを決定 （教育委員会のほか，令和6年度第1回社会教育委員の会議，第2回校長会議で報告） 9月～ ・市立小中学校，市立図書館，地区市民センターなどの公共施設や市内書店と連携した「うつのみやこども賞コーナー」の設置，パネル展を開催（9月～12月） 12月 ・東武宇都宮百貨店と連携した『「うつのみやこども賞」40周年展』開催 1月 ・記念式典の開催（令和7年1月26日（日）宇都宮ライトキューブ） ⇒受賞作家(尾崎英子氏)の表彰式や記念講演会 ⇒子どもの認知度が高い原ゆたか氏のトークショー ・歴代受賞作品の紹介や受賞作家からの寄稿等を掲載した記念誌を作成し，図書館や小中学校に配付 ○「宇都宮市電子図書館」利用促進 4月～ ・学校利用の検討開始 11月 ・図書館参考人から意見聴取 12月 ・教育センターと連携し，不登校児向けメタバース空間「U@りんくす」のライブ配信で利用方法を周知	○子どもの読書活動の推進 ⇒ 記念事業を契機とし，歴代の受賞作品などを活用した子どもの読書活動の更なる推進に取り組む。 ○「宇都宮市電子図書館」の利用促進 ⇒ 引き続き，講座やイベント等の参加者への周知や，市公式LINEを活用したPRに取り組む。 ⇒ 児童・生徒の読書機会の増加を図るため，1人1台端末で活用できる多人数向けコンテンツを導入し，子どもたちの読書環境整備に取り組む。	・R6.4 教育委員会(報告) → うつのみやこども賞40周年記念事業について ・R6.11 教育委員会(報告) →「うつのみやこども賞40周年記念式典」の開催について(11.26)

事業内容		実施状況	今後の取組	報告状況
生涯学習課		○読書バリアフリーの推進 4月～ ・活字による読書が難しい子どものためのアクセシブル資料のニーズの把握に着手 7月～ ・高齢者福祉施設に対し大活字本や朗読CDを周知 ・見て・聞いて・さわって楽しめる「夏休み読書バリアフリー資料展」開催（中央図書館：7月30日） 11月 ・図書館参考人から意見聴取 12月 ・子ども発達センターと連携し，試行的にアクセシブル資料の団体利用を開始 1月 ・子ども向けのアクセシブル資料を集めた特設コーナー「りんごの棚」を周知するチラシを作成し，子ども発達センター，市役所関係課（障がい福祉課，生涯学習課）で配布 ○その他 8月 ・LRT開業1周年記念事業として，宇都宮市立図書館で「記念しおり」を配布（30,000枚）	○読書バリアフリーの推進 ⇒ 障がいの有無にかかわらず読書に親しめる環境を作るため，アクセシブルな資料の収集，提供に取り組むとともに，読書バリアフリーへの理解促進に関する取組や周知啓発を行う。 ・今後とも，市の施策と連携しながら，更なる読書活動の推進につなげる。	
	◆大学・企業等との連携	5月 ・企業との意見交換　宇都宮工業団地管理協会 学び直し（リカレント教育）に係るニーズ確認 6月 ・大学との意見交換　宇都宮大学 学び直しの制度について現況確認 8月 ・リカレント教育モデル事業（前期）「企業間交流を通じた次世代リーダー育成研修」（8/27） 3月（予定） ・リカレント教育モデル事業（後期）（3/10予定） 講師：宇都宮大学， 協力：宇都宮青年会議所 会場：ライトキューブ宇都宮	○大学・企業等との連携 ⇒ リカレント教育モデル事業の成果と参加者のアンケート結果の検証を行いながら，今後の事業手法について検討していく。	

事業内容	実施状況	今後の取組	報告状況
(2) 宮っ子ステーション事業の円滑な運営			
生涯学習課 ◆子どもの家の安定した運営に向けた指定管理者への指導・監督・助言の実施	4月～（随時）・毎月の指定管理者の業務報告に合わせた事務打合せの実施 ・指定管理者の本部職員，支援員，利用者，地域からの個別の相談対応・意見交換の実施 6月 ・管理運営評価の実施 10月 ・管理運営評価のHPでの公表 11月 ・利用者アンケートの実施 1月 ・実地調査の実施	○子どもの家事業の安定運営 ⇒ 指定管理者の毎月の業務報告や随時の相談対応・意見交換に加え，10月から12月にかけて実施する実地調査や利用者アンケート，地域との意見交換会等により，現場の運営状況や利用者・地域の意見を正確に把握し，指定管理者への必要な支援・指導を実施することにより，利用児童及び保護者のサービス向上を図る。	
◆子どもの家と宮っ子ステーション推進委員会との連携のあり方の整理	8月 ・各宮っ子ステーション推進委員会向けのアンケートの実施 10月 ・3者による意見交換会の実施	○次年度以降の推進委員会のあり方の整理 ⇒ アンケート結果や，意見交換会での意見を基に，次年度以降の推進委員会のあり方について整理し，各推進委員会へ周知していく。	
◆放課後子ども教室の実施校区拡大に向けた地域支援の充実	4月～ ・R6アドバイザーリストの作成（企業による体験・活動の充実，見やすさ・検索性の改善） 5月 ・未実施校区（9校区）の地域団体（魅力協）へ，実施に向けた検討依頼通知の発送 6月 ・実施校区（58校区）へのR6アドバイザーリストの発送 7月 ・未実施校区へ聞き取り調査（3校区） 10月～ ・未実施校区への訪問，個別対応（9校区）	○未実施校区への働きかけ ⇒ 未実施校区については，地域・学校への聞き取り等により，地域団体が抱える課題を把握し，その内容に応じた具体的な解決策の提案や，立ち上げに向けた積極的な支援を行う。 ⇒ 特に，令和7年度からの立ち上げに向け動いている5校区について，重点的に支援を行っていく。 ○既実施校区の活動内容拡充に向けた支援 ⇒ コーディネーター向け研修会（工作・サイエンスショーなど）や，随時の情報提供などを通じ，学習支援やスポーツ・文化活動，交流活動への支援を行っていく。	

事業内容	実施状況	今後の取組	報告状況
（1）特別支援教育の推進			
教育センター ◆教員の指導力や学級経営力の向上 ◆個に応じた指導の充実	4月～ ・特別支援学級等担当教員研修の実施（4月，8月悉皆） ・指導主事や市教委会計年度任用職員（学校生活適応支援ｱﾄﾞﾊﾞｲｽ業務）等による学校訪問（通年）の実施（7月末　25校62ケース） ・かがやきルーム担当者研修の実施（年3回実施） 6月～ ・通級による指導の充実に向けた自立活動の授業研究（宇大との連携事業）（継続） ・特別支援教育の視点を取り入れた授業力向上研修の実施 （教職6～9年目対象　年2回） 9月～ ・特別支援学級等新任担当教員及び特別支援教室担当への訪問指導の実施（～12月） 10月 ・通級による指導の充実に向けた自立活動の授業研究会の実施 （宇大との連携事業）	○特別支援学級等担当教員の指導力や学級経営力の向上 ⇒　指導主事等が学校訪問し，特別支援学級等担当教員に対して，直接指導・助言を行うことで，特別な教育的支援が必要な児童生徒への指導力向上を図る。 ⇒　教職員向けに特別支援教育便りを発行することで，障がいの特性に応じた授業力の向上を図る。 ⇒　学校生活への適応が困難な児童生徒が在籍する学校に対して，学校生活適応支援アドバイザーが学校訪問することにより，新年度に向けた校内支援体制の構築を図る。 ⇒　通級指導教室担当者を対象とした「通級による指導の充実に向けた自立活動の授業研究　（宇大との連携事業）」の実施により，通級指導教室と在籍校の情報の共有による有効な支援方法や，自立に向けた指導の充実を図る。	

事業内容		実施状況	今後の取組	報告状況
教育センター	◆適切な人的配置による支援	4月　・全小中学校94校に特別支援教室(かがやきルーム)担当を配置 ・会計年度任用職員(特別支援学級担当，医療的ケア支援業務，学校生活補助業務，要配慮学級緊急対応業務)の配置 5月～　・かがやきルームを利用する児童生徒の活用報告書による利用者数の実態調査(年2回) ・通級による指導を必要とする利用児童生徒数調査(年2回) 6月～　・要配慮学級緊急対応業務(市会任職)の配置(8・9・11・12・1月追加配置) 11月　・かがやきルームを利用する児童生徒の活用報告書による利用者数の実態調査 12月　・かがやきルーム及び通級による指導を利用する児童生徒の実態調査 (かがやきルーム利用者数…前年同時期比126名の増) (通級による指導利用者数…前年同時期比70名の増)	○特別支援教室(かがやきルーム)における支援体制の充実 ⇒　かがやきルームの利用状況調査を踏まえ，令和7年度においても，引き続き，大規模小学校に週1日他校よりかがやきルーム担当を配置し，支援体制の充実を図る。 ○通級指導教室の充実 ⇒　通級指導教室サテライト方式による効果の検証を踏まえ，令和7年度においても，引き続き，通級指導教室サテライト校を設置し，通級による指導の充実を図る。	

事業内容		実施状況	今後の取組	報告状況
教育センター	◆適切な就学先の決定に向けた関係機関との連携の充実	4月～ ・就学相談の開始 ・就学相談業務の見直しや相談体制の検討 ・R7年度入学予定児童に係る子ども発達センター及び特別支援学校との情報交換 5月～ ・就学に向けた年少・中児の保護者学習会の実施（年2回） 6月 ・R7年度特別支援学級新設に係る施設設備調査 7月～ ・発達支援ネットワーク会議の開催（年2回） 8月～ ・教育支援委員会の開催（年8回，12月まで） 9月～ ・就学相談者のための特別支援学級の参観（2回実施） 10月 ・就学相談説明会（年少・年中児の保護者対象）の開催 1月 ・合理的配慮検討会の実施 ・小中学校長会との「個別の支援計画」の改訂に関する意見交換会の実施	○合理的配慮の提供と切れ目ない支援の充実 ⇒ 医療的ケアなど特別な教育的支援を必要する児童について，合理的配慮検討会での審議を基に，支援員の配置や入学時に必要となる合理的配慮の提供を行う。 ⇒ 就学相談の情報を，児童生徒が入学する小中学校に情報提供することで，適切な合理的配慮の提供等を行い，切れ目のない支援の充実を図る。 ⇒ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が，一貫した適切な支援を受けられるよう，宇都宮市発達支援ネットワーク会議と連携しながら，「個別の支援計画」の様式や運用の仕組みの見直しに取り組む。	・R6.5教育委員会（報告） →教育支援委員会から答申を受けた対象者の就学先について ・R6.5教育委員会（審議） →教育支援委員会への諮問について ・R6.5教育委員会（審議） →教育支援委員会委員の解職及び委嘱について ・R7.2教育委員会（報告） →教育支援委員会からの答申について

事業内容	実施状況	今後の取組	報告状況
(2)不登校対策の推進			
教育センター ◆関係各課と連携した不登校対策の推進	4月　・児童生徒指導推進強化全体会の開催 4月～　・不登校対策プロジェクト便り発行（4月・7月） 5月　・各課への照会・回答（R6の事業予定） 5月～　・不登校対策プロジェクト会議（年間2回）及び作業部会（年間3回）開催 ・児童生徒指導強化連絡会の実施（25地域学校園：年2回） 7月～　・宇大との連携協議会不登校対策分科会の開催 ・関係各課との個別の打合せ 10月～　・「不登校について学び・つながる会」開催4回（保護者対象：宇大との連携事業） 11月～　・宇大の学生による別室登校支援を協力校にて実施	○関係各課と連携した不登校対策の推進 ⇒不登校の要因・背景を分析し，課題を明らかにした上で，新たな支援策を検討し，教育センターと各課がより一層連携しながら不登校対策の強化を図る。	・R6.8教育委員会（報告） →令和5年度いじめ・暴力行為，不登校の状況について

事業内容		実施状況	今後の取組	報告状況
教育センター	◆不登校未然防止対策の推進	4月～ ・スクールカウンセリングマネージャー連絡会(年2回)・メンタルサポーター研修会(年3回)の開催 ・別室登校支援の充実に向けたガイドラインの発行(4月・6月) ・教職員研修の実施(不登校対応力向上研修・学校教育相談基礎研修(年3回)・不登校対応スキルアップ研修(年3回)) ・メンタルサポーターモデル事業の実施:市内5中学校をモデル校とし，勤務を週3日から週5日に拡充した効果を検証。 ・不登校対策に係る学校訪問(小学校3校・中学校7校) 5月 ・WEBQUシステム説明会の実施 ・「Q-U」(小学校)の配付(6月実施) ※小5のみ年2回(6月・11月)実施 ・「WEBQU」(中学校)の配信 (6月・11月実施) 6月 ・教育相談担当指導主事によるスクールカウンセラー・メンタルサポーターの活用状況の調査及び指導(新規9校・配置換え8校) 7月～ ・別室登校支援学生ボランティアの派遣(前期25校:7月～・後期16校:10月～) 9月～ ・「WEBQU」(中学校)要請訪問対応　5校	○未然防止を核とした不登校対策の推進 ⇒　生徒の実態に即した支援や居心地の良い学級づくりの推進，不登校の未然防止を図るため，今年度新たに導入した「WEBQU」についての効果を検証するとともに，より有効に活用するための留意点の周知や研修の実施について検討する。 ⇒　メンタルサポーターモデル校における成果と課題を整理し，次年度に向け，メンタルサポーターの業務内容を別室登校支援に特化した「校内教育支援センター」を開設し，校内の安心できる居場所を確保するなど，不登校の未然防止，及び不登校生徒への支援の更なる充実を図る。	

	事業内容	実施状況	今後の取組	報告状況
教育センター	◆「学びの機会の保障」や将来の「社会的自立」に向けた支援の推進	4月 ・全小中学校へのオリジナル動画コンテンツ(「U@りんくす」職業インタビュー)の提供 4月～ ・各適応支援教室の支援開始(1/16現在 「とらいあんぐる」:小17名 中44名 計61名 「まちかどの学校」:小33名 中55名 計88名 「U@りんくす」:小34名 中54名　計88名) 6月 進路に係る合同説明会(相談学級・適応支援教室利用者対象:来所児童生徒32名,来所保護者45名,オンライン参加者13ログイン,参加校11校) 6月～ ・適応支援教室合同行事の実施　年7回 ・フリースクール等の民間施設への視察 (3施設) ・不登校対応関係機関連絡会の開催(教育センター相談室,とらいあんぐる,まちかどの学校,U@りんくす,旭中相談学級,簗瀬小相談学級) 7月 ・進路に係る合同説明会 (市内全小中学生対象:参加校12校) 7月～ ・「とらいあんぐる」,「まちかどの学校」利用児童生徒及び保護者との面談 ・「U@りんくす」利用児童生徒及び保護者とのオンライン面談 ・「とらいあんぐる」,「まちかどの学校」と学校との面談(情報交換) 9月～ 作新学院大学と連携した動画コンテンツの作成(U@りんくす:参加大学生25名:動画10本)	○「学びの機会の保障」や将来の「社会的自立」に向けた支援の推進 ⇒　各適応支援教室間で通級の状況や活動プログラムについて情報共有を図るとともに,民間団体やボランティア等の協力を積極的に活用し,児童生徒の興味・関心に応じた多様な活動プログラムを提供する。 ⇒　適応支援教室と相談学級が連携し,支援のノウハウを共有するとともに,合同の活動プログラム等を実施することにより,支援の充実を図る。	

報告第７号

令和６年度宮っ子表彰及び義務教育皆勤賞表彰について

令和６年度宮っ子表彰及び義務教育皆勤賞表彰について，次のように報告する。

令和７年２月１４日提出

宇都宮市教育委員会
教育長　小堀　茂雄

別紙のとおり

報告第７号 別紙

令和６年度「宮っ子表彰」及び「義務教育皆勤賞表彰」について

１　表彰について

⑴　趣　旨

義務教育期間における皆勤について，本人の努力を称え，本人及び周囲の児童生徒の励みとなるよう表彰を行う。

⑵　表彰要件等

	宮っ子表彰 （義務教育９年間皆勤賞）	義務教育皆勤賞表彰 （小学校６年間，中学校３年間皆勤賞）
表彰要件	市内中学校第３学年に在籍し，義務教育９年間の「出席すべき日数」を無欠席，無遅刻，無早退で学校に通った生徒	市立小学校第６学年及び市立中学校第３学年に在籍し，小学校６年間または中学校３年間の「出席すべき日数」を無欠席，無遅刻，無早退で学校に通った児童生徒
表彰者	市長	教育委員会
被表彰者の決定	各学校の表彰候補者のうちから，表彰審査会における書類審査の上，市長が２月末日に決定	各学校の表彰候補者のうちから，宇都宮市教育委員会児童生徒表彰委員会における書類審査の上，教育委員会が２月末日に決定
表彰状の授与	市長	各学校の校長

２　被表彰者について（２月６日時点）

宮っ子表彰 （義務教育９年間皆勤賞）	義務教育皆勤賞表彰	
	（小学校６年間皆勤賞）	（中学校３年間皆勤賞）
６８名	９７名	２７４名

※宮っ子表彰（義務教育９年間）については，表彰式が開催される２月２８日をもって最終決定

※義務教育皆勤賞表彰については，２月末日をもって最終決定

３　表彰式について

⑴　令和６年度宮っ子表彰（義務教育９年間皆勤賞）表彰式

①日　時　　令和７年２月２８日（金）　午後４時００分～午後５時００分

②場　所　　宇都宮市役所１４階　１４大会議室

③出席者　　被表彰者

付添者（被表彰者１名につき１名，各学校１名まで）

国・県・私立学校長，市長，市議会議長，教育長，教育次長，学校教育担当次長，教育企画課長

⑵　義務教育皆勤賞表彰

２月中に表彰状を学校へ送付し，集会等において校長が被表彰者へ伝達

【参考】受賞者数推移

⑴　宮っ子表彰（義務教育９年間皆勤賞）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人数	57	48	57	63	52	46	66	78	63	68

⑵　小学校６年間皆勤賞

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人数	79	72	59	96	106	105	136	184	116	97

⑶　中学校３年間皆勤賞

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人数	536	557	548	536	573	645	818	753	445	274

報告第８号

令和６年度「宮っ子心の教育表彰」教育委員会賞について

令和６年度「宮っ子心の教育表彰」教育委員会賞表彰者について，次のとおり報告する。

令和７年２月１４日提出

宇都宮市教育委員会
教育長　　小堀　茂雄

別紙のとおり

報告第８号
別　　紙

令和６年度「宮っ子心の教育表彰」教育委員会賞について

１　表彰について

⑴ 趣　旨

教育委員会と宇都宮市立小・中学校が一体となって児童生徒の豊かな心や社会性を育成する「心の教育プロジェクト」の取組として，学校や地域において他の模範となる行動を実践している児童生徒に対して，教育委員会が表彰を行うことにより，児童生徒の実践意欲を一層高め，心の教育を推進するもの

⑵ 被表彰者

小学校第６学年及び中学校第３学年在籍の児童生徒（各校１名）

⑶ 表彰要件

授業や学校行事等の教育活動全般に，真剣かつ主体的に取り組むとともに，「宮っ子の誓い」の趣旨を踏まえ，以下の項目の１つ以上について秀でた行動を実践している児童生徒とする。

【表彰要件①】 きまりを守る素直な心を持った児童生徒
【表彰要件②】 よわい人をいたわる心を持った児童生徒
【表彰要件③】 美しいものを愛する心を持った児童生徒
【表彰要件④】 夢を抱いてやりぬく心を持った児童生徒
【表彰要件⑤】 その他，学校や地域の活動において他の模範となっている児童生徒

⑷ 審査及び表彰

・令和７年２月６日（木）宇都宮市教育委員会児童生徒表彰委員会において審査
・２月中に表彰状を学校へ送付し，集会等において校長が被表彰者へ伝達

２　被表彰者について

⑴ 被表彰者数

９４名（内訳：小学校６９名，中学校２５名）

⑵ 表彰要件別の該当内訳（延べ人数）

	表彰要件①	表彰要件②	表彰要件③	表彰要件④	表彰要件⑤
小学校	５４	４０	７	３１	３３
中学校	２２	１０	４	１４	２１
計	７６	５０	１１	４５	５４

⑶ 具体的な行動の様子の例（抜粋）

【表彰要件①】　きまりを守る姿や礼儀正しく落ち着いた生活態度が同級生や下級生の模範となっている。学年副委員長として，他クラスの学級委員長に声をかけ，２分前着席が学年全体で守れるよう取り組んだ。等

【表彰要件②】　異学年との交流活動では下級生の目線に立って活動を計画・実施し，信頼を集めた。困っている友人に声をかけたり，周囲の話に耳を傾け，皆が心地よく過ごすために考えたりするなど，常に人の気持ちに寄り添って行動した。等

【表彰要件③】　生き物係として，落ち葉等の植物を活用した季節を感じる遊びや飾りを考えて作るなど，自然の美しさを感じる活動を行った。　等

【表彰要件④】　漫画家になることを夢にもち，オリジナルの漫画の連載を描いて学年の廊下に掲示するとともに，日々読書に親しんだ。産婦人科医になることを夢にもち，学業に一生懸命に励んだ。等

【表彰要件⑤】　学級でよい行いをする友達を見つけ，率先して褒める姿が見られた。ボランティア活動に積極的に参加し，地域の方々と積極的に関りをもった。等

参考

宮っ子心の教育表彰実施要領

（目的）

第１条　この要領は，宇都宮市教育委員会と宇都宮市立小学校及び中学校（以下，「小学校」「中学校」という。）が一体となって児童生徒の豊かな心や社会性を育成する「心の教育プロジェクト」の取組として，学校や地域において他の模範となる行動を実践している児童生徒に対して表彰を行うことにより，児童生徒の実践意欲を一層高めるとともに小学校及び中学校における児童生徒表彰を促進し，「宮っ子心の教育」を推進することを目的として定めるものとする。

（表彰の種類）

第２条　表彰は，教育委員会賞，教育長奨励賞とする。

（表彰の要件）

第３条　教育委員会賞は，小学校第６学年児童又は中学校第３学年生徒のうち，授業や学校行事等の教育活動全般に真剣かつ主体的に取り組むとともに，「宮っ子の誓い」の趣旨を踏まえ，次に掲げる第１号から第５号の一つ以上について秀でた行動を実践している児童生徒に対して行うものとする。

(1)　きまりを守る素直な心を持った児童生徒

(2)　よわい人をいたわる心を持った児童生徒

(3)　美しいものを愛する心を持った児童生徒

(4)　夢を抱いてやりぬく心を持った児童生徒

(5)　その他，学校や地域の活動において他の模範となっている児童生徒

２　教育長奨励賞は，校内での善行や活躍，地域での活動などについて，小学校又は中学校における児童生徒表彰を受けた者のうち，校長から申請のあった児童生徒に対して行うものとする。

（表彰者）

第４条　教育委員会賞の表彰者は，教育委員会とする。

２　教育長奨励賞の表彰者は，教育長とする。

（被表彰候補者の推薦及び申請）

第５条　推薦及び申請できる者は，小学校又は中学校の校長とする。

２　小学校又は中学校の校長は，第３条の１に規定する表彰の要件に該当する児童生徒を，別に定める「宮っ子心の教育表彰要項」により，教育委員会賞被表彰候補者として年度末に推薦するものとする。

３　小学校又は中学校の校長は，第３条の２に規定する表彰の要件に該当する児童生徒を，教育長奨励賞被表彰候補者として各学期末に申請するものとする。

（被表彰者の決定及び通知）

第６条　教育委員会賞被表彰者の決定は，被表彰候補者のうちから，別に定める宇都宮市教育委員会児童生徒表彰委員会が行うものとする。

２　教育長奨励賞被表彰者の決定は，被表彰申請者のうちから，宇都宮市教育委員会事務局学校教育課長が行うものとする。

３　教育委員会賞及び教育長奨励賞の被表彰者が決定されたときは，宇都宮市教育委員会事務局学校教育課長が，その旨を当該被表彰者が在籍する小学校又は中学校の校長に通知するものとする。

（表彰の方法等）

第７条　被表彰者には，当該被表彰者の在籍する小学校又は中学校の校長が，学校において表彰状を授与するものとする。

２　表彰状は，教育委員会において作成し，当該被表彰者の在籍する小学校又は中学校へ送付するものとする。

（補則）

第８条　この要領に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附　則

この要領は，平成２５年１２月２日から適用する。

附　則

この要領は，平成２６年７月２日から適用する。

報告第９号

令和６年度「うつのみや学校マネジメントシステム」全体アンケートの結果概要について

令和６年度「うつのみや学校マネジメントシステム」全体アンケートの結果概要について次のように報告する。

令和７年２月１４日提出

宇都宮市教育委員会
教育長　小堀　茂雄

別紙のとおり

報告第９号
別　　紙

令和６年度「うつのみや学校マネジメントシステム」全体アンケートの結果概要について

○　趣旨

令和６年度「うつのみや学校マネジメントシステム」全体アンケートの結果概要について報告するもの

１　「うつのみや学校マネジメントシステム」全体アンケートの目的と実施方法等

⑴　目的

・　学校教育に関わる意見や意識を数値化し，学校評価へ反映することにより，学校評価の客観性や信頼性を高める。

・　全校共通質問の市平均等との比較により自校の強みや弱みを確認し，学校評価に反映する。

⑵　対象者

①児童生徒　②教職員　③保護者　④地域住民（Ｒ６回答者数　５８，５３５人）

⑶　アンケート項目

【Ａ質問】

・　市が設定した全校共通のアンケート質問。「第２次宇都宮市学校教育推進計画後期計画」の施策に基づく２０の評価項目に関連したアンケート質問が設定されており，各対象は，関連したアンケート質問に回答する。

・　児童生徒１５問，教職員２０問，保護者１３問，地域住民７問

【Ｂ質問】

・　全校共通の２つの評価項目に関連したアンケート質問が設定されており，全対象がアンケートに回答する。

・　学校が独自に，最大８問までアンケート項目を追加設定することができる。

⑷　実施方法

原則Ｗｅｂで回答することとしたが，地域住民には紙媒体も併用して実施した。

（紙での回答者数：地域住民３９２人　教職員１人）

⑸　実施時期

令和６年１１月から１２月まで

２　全体アンケート集計結果の概要

令和６年度の全体アンケートの回答状況については，各項目の肯定的回答割合において，児童生徒は大幅な増減は見られず，昨年度と同程度の数値となった。一方で，保護者については，多くの項目において，肯定的回答率がやや低下する結果となった。

・　「主体的に学習に取り組む態度」，「思いやり」，「健康，安全な生活」については，児童生徒，教職員ともに，肯定的回答割合が９０％を上回っており，昨年度に引き続き肯定的回答率が高い。

・　「宇都宮の良さ」については，アンケート対象となる児童生徒，教職員，保護者において，昨年度と比較して，肯定的回答割合が上昇している。

・　「学校の業務の効率化」については，教職員の肯定的回答割合は８５％を上回り，昨年度と比較し，４．０ポイントの上昇が見られた。

・　「きまりやマナー」については，教職員の肯定的回答割合が３．７ポイント減少している。

・　保護者の回答率は，昨年度から３ポイント上昇した。また，地域住民の回答数は昨年度から１０８人増加し，１，４８２人の地域住民から回答を得ることができた。

3　全体アンケート集計結果の分析のポイント

※１　表中の「増減」は，令和５年度との比較
※２　「／」は，評価対象外

⑴　確かな学力を育む指導の充実

評　価　項　目		児童生徒	教職員	保護者	地域住民
No. 1　児童生徒は，他者と協力し合ったり，必要な情報を集めたりして考えるなど，主体的に学習に取り組んでいる。	R６(%)	90.5	93.3	86.1	／
	増減	0	-1.0	-1.4	／
No.14　教職員は，分かる授業や児童生徒にきめ細かな指導を行い，学力向上を図っている。	R６(%)	95.3	99.0	83.5	／
	増減	-0.4	0.3	-0.5	／

№１「学習に取り組む態度」については，教職員，保護者で約１ポイントの減少が見られたが，教職員，児童生徒ともに肯定的回答割合は９０％を上回っており，児童生徒が主体的に学習に取り組んでいる様子が見られる。

№14「分かる授業」については，教職員，児童生徒の肯定的割合が９５％を上回っており，教職員が主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組み，児童生徒への学習指導，支援の充実につながっている。

今後も，「宇都宮モデル」に基づく授業改善を着実に行うなど，学習指導の充実を図り，学力向上につなげていくことが必要である。

⑵　宇都宮の良さ

評　価　項　目		児童生徒	教職員	保護者	地域住民
No. 7　宇都宮の良さを知っている。	R６(%)	86.2	87.3	74.0	／
	増減	0.7	1.8	1.0	／

№７「宇都宮の良さ」については，昨年度と比較し，アンケート対象になっている児童生徒，教職員，保護者の肯定的回答割合が上昇している。特に，中学校の教職員における肯定的回答割合が５．１ポイント上昇しており，小学校から系統的に「宇都宮学」を展開している成果が表れている。また，ライトラインを活用した学習活動の展開や地域未来会議の実施など地域のことを知る機会の充実により，自分たちが生活する宇都宮への理解が深まっているものと考えられる。

⑶　いじめ・不登校対策の充実

評　価　項　目		児童生徒	教職員	保護者	地域住民
No. 11　教職員は，いじめが許されない行為であることを指導している。	R６(%)	96.4	99.3	79.8	92.4
	増減	-0.4	0.0	-0.7	-1.1
No. 12　教職員は，不登校を生まない学級経営を行っている。	R６(%)	95.1	98.6	88.7	／
	増減	-0.8	0.2	-0.8	／

№11「いじめ対策」，№12「不登校対策」については，児童生徒，教職員の肯定的回答割合が９５％を上回っており，いじめは許されない行為であるということへの指導及び不登校を生まない学級経営について，教職員が高い意識をもち指導にあたっている成果が表れている。一方で，保護者の肯定的回答割合は低下傾向が見られることから，学校での取組の積極的な周知や人間関係を深める教育活動

の工夫など，学校経営・学級経営の充実に努めるとともに，いじめが疑われる事案が発生した際には，適切な初期対応を行うなど，全校体制で取組を推進していく必要がある。

⑷ 教職員の業務の効率化

評　価　項　目		児童生徒	教職員	保護者	地域住民
No.16　教職員は，教職員の勤務時間を意識して，業務の効率化に取り組んでいる。	R６(%)	／	86.6	／	／
	増減	／	+4.0	／	／

№16「学校の業務の効率化」については，教職員の肯定的回答割合が，昨年度と比較して４ポイント上昇した。校務支援ソフトやデジタル連絡ツールの活用，学校行事の見直し等により，働き方改革が推進されており，勤務時間への意識や業務の効率化の取組につながっている。

⑸ 小中一貫教育・地域学校園の活動

評　価　項　目		児童生徒	教職員	保護者	地域住民
No.17　学校は，「小中一貫・地域学校園」の取組を行っている。	R６(%)	85.7	93.2	81.7	94.6
	増減	−1.3	2.3	0.3	−0.1

№17「小中一貫・地域学校園の取組」については，教職員の肯定的回答割合が２．３ポイント上昇した。地域学校園で設定している最重点目標に基づき，学習指導や各種教育活動などの小中一貫教育カリキュラムの実施や小中学生による交流活動，地域学校園内の授業研究会への教職員の参加など，学校間での児童生徒，教職員の交流が活発に行われてきたことで，小中一貫・地域学校園の取組の充実につながった。

今後も，教職員が小中一貫教育カリキュラムに基づき，児童生徒の教育効果を高められるよう，小中一貫・地域学校園の枠組みを生かした教育活動の充実に取り組んでいく。

⑹ 児童生徒の生活習慣

評　価　項　目		児童生徒	教職員	保護者	地域住民
No.４　児童生徒は，健康や安全に気を付けて生活している。	R６(%)	91.9	91.9	89.1	99.4
	増減	−0.1	−1.6	−0.8	0.1
No.21　児童生徒は，時と場に応じたあいさつをしている。	R６(%)	93.2	88.9	85.1	92.7
	増減	−0.1	−1.0	−0.3	−0.3
No.22　児童生徒は，きまりやマナーを守って生活をしている。	R６(%)	93.5	89.1	90.4	93.7
	増減	−0.2	−3.7	−1.5	−0.7

児童生徒の生活習慣に関わる評価項目については，おおむね良好な状況であるが，№22「きまりやマナー」については，教職員において，３．７ポイント減少している。基本的生活習慣について，児童生徒同士で課題を共有し，課題解決の方法を考え話し合ったり，生徒会において学校のきまり等を見直すための話合いをしたりするなど，児童生徒がきまりやマナーについて考える機会を設定すると

ともに，よりよい学校生活に向けた改善を図ることができるよう，家庭と連携を図りながら適切かつ粘り強い指導を続けていく必要がある。

⑺　保護者の回答率

保護者の回答率（ＰＴＡ会員数または保護者数における回答者数の割合）については，学校からのさくら連絡網を使った周知の徹底により，昨年度と比較して３ポイント上昇し，保護者全体の回答率は６０％を上回った。特に，中学校では７ポイントの上昇が見られた。

アンケートの回答率については，各学校が６５％以上を目標に保護者から回答が得られるよう回答の方法について改善の検討をしていく。

⑻　地域住民の回答

地域住民の質問数は，Ａ質問とＢ質問合わせて９問を設定しており，昨年度に引き続き，すべての質問において９０％を上回る結果となった。各学校での教育活動や児童生徒の成長の姿を通して，地域住民から学校教育への理解が得られている。

また，地域住民の回答数については，令和５年度から増加傾向となっており，令和６年度においても，回答数が１０８名増加し，１，４８２人となるなど，各学校による地域への働きかけにより，着実な成果として表れている。今後も，地域住民から学校教育への関心と理解が得られるよう情報発信を行い，地域とともにある学校づくりの推進を図っていく。

４　今後のスケジュール

２月　下旬　各学校へ送付

資料１

令和６年度「うつのみや学校マネジメントシステム」全体アンケートの肯定的回答割合経年比較表

①【市全体（小・中学校９４校）】

水色網掛　肯定的回答割合９０％以上　黄色網掛　令和５年度との比較による１ポイント以上　単位：％

No.		評価項目	児童生徒			教職員			保護者			地域住民		
			R５	R６	比較	R５	R６	比較	R５	R６	比較	R５	R６	比較
1	A1	児童生徒は，他者と協力したり，必要な情報を集めたりして考えるなど，主体的に学習に取り組んでいる。	90.5	90.5	0.0	94.3	93.3	-1.0	87.5	86.1	-1.4			
2	A2	児童生徒は，思いやりの心をもっている。	91.1	91.2	0.1	95.5	94.7	-0.8	92.8	92.8	0.0	97.6	96.6	-1.0
3	A3	児童生徒は，目標に向かってあきらめずに，粘り強く取り組んでいる。	87.6	87.6	0.0	92.1	91.4	-0.7	82.1	81.6	-0.5			
4	A4	児童生徒は，健康や安全に気を付けて生活している。	92.0	91.9	-0.1	93.5	91.9	-1.6	89.9	89.1	-0.8	99.3	99.4	0.1
5	A5	児童生徒は，自分のよさや成長を実感し，協力して生活をよりよくしようとしている。	89.3	89.1	-0.2	93.3	94.2	0.9						
6	A6	児童生徒は，英語を使ってコミュニケーションしている。	80.0	80.3	0.3	93.2	93.7	0.5						
7	A7	児童生徒は，宇都宮の良さを知っている。	85.5	86.2	0.7	85.5	87.3	1.8	73.0	74.0	1.0			
8	A8	児童生徒は，デジタル機器や図書等を学習に活用している。	84.5	84.4	-0.1	97.3	97.5	0.2	82.5	81.3	-1.2			
9	A9	児童生徒は，「持続可能な社会」について，関心をもっている。	85.9	85.6	-0.3	76.4	77.3	0.9						
10	A10	教職員は，特別な支援を必要とする児童生徒の実態に応じて，適切な支援をしている。				97.7	98.1	0.4						
11	A11	教職員は，いじめが許されない行為であることを指導している。	96.8	96.4	-0.4	99.3	99.3	0.0	80.5	79.8	-0.7	93.5	92.4	-1.1
12	A12	教職員は，不登校を生まない学級経営を行っている。	95.9	95.1	-0.8	98.4	98.6	0.2	89.5	88.7	-0.8			
13	A13	学校は，一人一人が大切にされ，活気があり，明るくいきいきとした雰囲気である。	95.6	95.4	-0.2	99.2	99.2	0.0	88.1	87.4	-0.7	98.3	99.0	0.7
14	A14	教職員は，分かる授業や児童生徒にきめ細かな指導を行い，学力向上を図っている。	95.7	95.3	-0.4	98.7	99.0	0.3	84.0	83.5	-0.5			
15	A15	学校に関わる職員全員がチームとなり，協力して業務に取り組んでいる。				94.6	95.2	0.6						
16	A16	勤務時間を意識して，業務の効率化に取り組んでいる。				82.6	86.6	4.0						
17	A17	学校は，「小中一貫教育・地域学校園」の取組を行っている。	87.0	85.7	-1.3	90.9	93.2	2.3	81.4	81.7	0.3	94.7	94.6	-0.1
18	A18	学校は，家庭・地域・企業等と連携・協力して，教育活動や学校運営の充実を図っている。	88.4	87.8	-0.6	97.8	98.1	0.3	88.5	89.1	0.6	97.3	96.8	-0.5
19	A19	学校は，利用する人の安全に配慮した環境づくりに努めている。				97.1	97.5	0.4	90.1	89.9	-0.2	95.9	96.0	0.1
20	A20	コンピュータなどのデジタル機器やネットワークの点から，授業（授業準備も含む）を行うための準備ができている。				94.2	95.5	1.3						
21	B1	児童生徒は，時と場に応じたあいさつをしている。	93.3	93.2	-0.1	89.9	88.9	-1.0	85.4	85.1	-0.3	93.0	92.7	-0.3
22	B2	児童生徒は，きまりやマナーを守って，生活をしている。	93.7	93.5	-0.2	92.8	89.1	-3.7	91.9	90.4	-1.5	94.4	93.7	-0.7

資料２

令和６年度「うつのみや学校マネジメントシステム」全体アンケートの肯定的回答割合経年比較表

②【小学校６９校】

水色網掛　肯定的回答割合９０％以上　黄色網掛　令和５年度との比較による１ポイント以上　単位：％

No.		評価項目	児童生徒			教職員			保護者			地域住民		
			R５	R６	比較	R５	R６	比較	R５	R６	比較	R５	R６	比較
1	A1	児童生徒は，他者と協力したり，必要な情報を集めたりして考えるなど，主体的に学習に取り組んでいる。	90.7	90.9	0.2	95.8	94.9	-0.9	88.8	87.0	-1.8			
2	A2	児童生徒は，思いやりの心をもっている。	90.5	90.6	0.1	96.9	96.0	-0.9	93.4	93.3	-0.1	96.9	96.3	-0.6
3	A3	児童生徒は，目標に向かってあきらめずに，粘り強く取り組んでいる。	88.9	89.1	0.2	94.9	93.4	-1.5	82.0	81.1	-0.9			
4	A4	児童生徒は，健康や安全に気を付けて生活している。	92.5	92.3	-0.2	94.8	92.7	-2.1	90.2	89.0	-1.2	99.1	99.5	0.4
5	A5	児童生徒は，自分のよさや成長を実感し，協力して生活をよりよくしようとしている。	89.6	89.4	-0.2	95.4	96.0	0.6						
6	A6	児童生徒は，英語を使ってコミュニケーションしている。	82.9	83.1	0.2	93.8	94.2	0.4						
7	A7	児童生徒は，宇都宮の良さを知っている。	86.9	87.1	0.2	87.9	88.1	0.2	72.8	74.0	1.2			
8	A8	児童生徒は，デジタル機器や図書等を学習に活用している。	88.6	89.2	0.6	98.4	98.5	0.1	85.6	84.2	-1.4			
9	A9	児童生徒は，「持続可能な社会」について，関心をもっている。	88.9	89.6	0.7	78.1	79.0	0.9						
10	A10	教職員は，特別な支援を必要とする児童生徒の実態に応じて，適切な支援をしている。				98.0	98.4	0.4						
11	A11	教職員は，いじめが許されない行為であることを指導している。	97.4	96.8	-0.6	99.5	99.4	-0.1	82.0	80.7	-1.3	93.7	92.8	-0.9
12	A12	教職員は，不登校を生まない学級経営を行っている。	96.3	95.3	-1.0	99.0	99.0	0.0	90.4	89.2	-1.2			
13	A13	学校は，一人一人が大切にされ，活気があり，明るくいきいきとした雰囲気である。	96.3	95.5	-0.8	99.7	99.6	-0.1	89.1	87.7	-1.4	98.1	98.9	0.8
14	A14	教職員は，分かる授業や児童生徒にきめ細かな指導を行い，学力向上を図っている。	97.1	96.2	-0.9	99.0	99.2	0.2	86.5	85.8	-0.7			
15	A15	学校に関わる職員全員がチームとなり，協力して業務に取り組んでいる。				95.7	96.8	1.1						
16	A16	勤務時間を意識して，業務の効率化に取り組んでいる。				85.7	90.3	4.6						
17	A17	学校は，「小中一貫教育・地域学校園」の取組を行っている。	89.6	89.9	0.3	92.6	95.2	2.6	80.7	81.1	0.4	94.1	94.3	0.2
18	A18	学校は，家庭・地域・企業等と連携・協力して，教育活動や学校運営の充実を図っている。	92.0	91.6	-0.4	98.6	98.9	0.3	89.2	90.1	0.9	97.1	97.6	0.5
19	A19	学校は，利用する人の安全に配慮した環境づくりに努めている。				98.3	98.9	0.6	90.4	89.9	-0.5	96.0	95.9	-0.1
20	A20	コンピュータなどのデジタル機器やネットワークの点から，授業（授業準備も含む）を行うための準備ができている。				94.9	96.9	2.0						
21	B1	児童生徒は，時と場に応じたあいさつをしている。	91.8	91.6	-0.2	90.8	90.1	-0.7	83.9	83.5	-0.4	92.1	91.9	-0.2
22	B2	児童生徒は，きまりやマナーを守って，生活をしている。	92.8	92.5	-0.3	93.1	89.7	-3.4	91.9	91.3	-0.6	95.1	94.2	-0.9

資料３

令和６年度「うつのみや学校マネジメントシステム」全体アンケートの肯定的回答割合経年比較表

③【中学校２５校】

水色網掛　肯定的回答割合９０%以上　黄色網掛　令和５年度との比較による１ポイント以上　単位：%

No.		評価項目	児童生徒			教職員			保護者			地域住民		
			R５	R６	比較	R５	R６	比較	R５	R６	比較	R５	R６	比較
1	A1	児童生徒は，他者と協力したり，必要な情報を集めたりして考えるなど，主体的に学習に取り組んでいる。	89.9	89.6	-0.3	91.4	90.3	-1.1	84.5	84.1	-0.4			
2	A2	児童生徒は，思いやりの心をもっている。	92.5	92.7	0.2	92.7	92.0	-0.7	91.7	92.0	0.3	99.7	97.4	-2.3
3	A3	児童生徒は，目標に向かってあきらめずに，粘り強く取り組んでいる。	84.6	84.3	-0.3	86.6	87.4	0.8	82.2	82.4	0.2			
4	A4	児童生徒は，健康や安全に気を付けて生活している。	90.7	90.9	0.2	90.8	90.4	-0.4	89.2	89.3	0.1	100.0	99.1	-0.9
5	A5	児童生徒は，自分のよさや成長を実感し，協力して生活をよりよくしようとしている。	88.6	88.3	-0.3	89.3	90.4	1.1						
6	A6	児童生徒は，英語を使ってコミュニケーションしている。	73.5	74.2	0.7	91.9	92.8	0.9						
7	A7	児童生徒は，宇都宮の良さを知っている。	82.5	84.3	1.8	80.7	85.8	5.1	73.5	74.2	0.7			
8	A8	児童生徒は，デジタル機器や図書等を学習に活用している。	75.4	73.9	-1.5	95.1	95.6	0.5	76.0	75.7	-0.3			
9	A9	児童生徒は，「持続可能な社会」について，関心をもっている。	79.2	76.7	-2.5	73.2	74.1	0.9						
10	A10	教職員は，特別な支援を必要とする児童生徒の実態に応じて，適切な支援をしている。				97.0	97.5	0.5						
11	A11	教職員は，いじめが許されない行為であることを指導している。	95.3	95.5	0.2	99.0	99.1	0.1	77.2	78.0	0.8	92.8	91.1	-1.7
12	A12	教職員は，不登校を生まない学級経営を行っている。	94.7	94.8	0.1	97.2	97.9	0.7	87.6	87.9	0.3			
13	A13	学校は，一人一人が大切にされ，活気があり，明るくいきいきとした雰囲気である。	94.1	95.2	1.1	98.3	98.4	0.1	85.8	86.7	0.9	98.7	99.4	0.7
14	A14	教職員は，分かる授業や児童生徒にきめ細かな指導を行い，学力向上を図っている。	92.7	93.1	0.4	98.0	98.7	0.7	78.5	78.4	-0.1			
15	A15	学校に関わる職員全員がチームとなり，協力して業務に取り組んでいる。				92.3	92.0	-0.3						
16	A16	勤務時間を意識して，業務の効率化に取り組んでいる。				76.6	79.1	2.5						
17	A17	学校は，「小中一貫教育・地域学校園」の取組を行っている。	81.3	82.5	1.2	87.5	89.3	1.8	82.8	82.7	-0.1	96.7	95.4	-1.3
18	A18	学校は，家庭・地域・企業等と連携・協力して，教育活動や学校運営の充実を図っている。	80.3	79.5	-0.8	96.2	96.6	0.4	87.1	87.1	0.0	98.1	94.7	-3.4
19	A19	学校は，利用する人の安全に配慮した環境づくりに努めている。				94.8	94.7	-0.1	89.4	89.9	0.5	95.8	96.3	0.5
20	A20	コンピュータなどのデジタル機器やネットワークの点から，授業（授業準備も含む）を行うための準備ができている。				92.9	92.5	-0.4						
21	B1	児童生徒は，時と場に応じたあいさつをしている。	96.7	96.8	0.1	88.3	86.5	-1.8	88.7	88.3	-0.4	95.8	95.0	-0.8
22	B2	児童生徒は，きまりやマナーを守って，生活をしている。	95.5	95.8	0.3	92.2	87.9	-4.3	91.7	88.8	-2.9	92.0	92.2	0.2

報告第１１号

令和６年度本市児童生徒の体力について

令和６年度本市児童生徒の体力について，次のとおり報告する。

令和７年２月１４日提出

宇都宮市教育委員会

教育長　小堀　茂雄

別紙のとおり

報告第１１号
別　　紙

令和６年度本市児童生徒の体力について
―「 令和６年度 全国体力・運動能力，運動習慣等調査」から ―

◎　趣旨

令和６年度における新体力テスト結果の全国，県との比較について報告するもの

１　新体力テスト

本市児童生徒の体力の状況を把握・分析し，市の施策や各学校の取組に生かし，児童生徒の体力向上の推進を図るもので，毎年４月～６月に全小中学校で実施

２　小学５年，中学２年における体力の状況

：全国平均と同じか良好な種目

⑴　本市と全国・県との種目別平均値の比較

・　令和６年度の新体力テストの結果から，中学校男女において，体力合計点の平均が全国平均を上回った。

・　今年度の種目別の結果を全国平均と比較すると，全８種目中，小学５年の男子では２種目，女子では４種目，中学２年の男子では５種目，女子では６種目で全国平均を上回った。また，体力合計点を令和５年度本市同学年の平均と比較すると，中学２年男子において上回った。

・　これまで本市の課題であった投力について，小学５年女子，中学２年女子が全国平均を上回る結果になり，改善が見られた。

【小学生】

学年 男女	区分	握力 (kg)	上体 起こし (回)	長座 体前屈 (cm)	反復 横とび (点)	２０ｍシャトルラン（回）	５０ｍ走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ソフトボール投げ (m)	体力 合計点
５年 男子	市	15.78	**19.47**	31.89	**41.31**	46.01	9.54	146.31	20.27	51.69
	全国	16.02	19.19	33.79	40.67	46.90	9.50	150.46	20.74	52.54
	県	15.96	19.12	32.45	41.63	47.13	9.58	148.22	20.50	52.12
	R5 市	15.92	19.25	32.57	41.50	47.49	9.56	148.46	20.16	52.08
５年 女子	市	15.65	**18.67**	36.52	**39.49**	36.14	**9.76**	138.99	**13.47**	53.54
	全国	15.78	18.16	38.21	38.71	36.60	9.76	143.18	13.15	53.93
	県	15.83	18.44	37.13	40.09	38.51	9.75	142.54	13.65	54.55
	R5 市	16.14	18.69	37.73	40.29	37.65	9.70	142.59	13.82	54.89

【中学生】

学年 男女	区分	握力 (kg)	上体 起こし (回)	長座 体前屈 (cm)	反復 横とび (点)	２０ｍシャトルラン（回）	５０ｍ走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ハンドボール投げ (m)	体力 合計点
２年 男子	市	**29.41**	**26.43**	**44.69**	**51.87**	**79.16**	8.04	196.87	20.43	**41.87**
	全国	28.91	25.82	44.32	51.49	78.65	7.99	197.16	20.49	41.69
	県	29.44	25.89	44.40	52.38	79.77	8.03	195.80	19.91	42.07
	R5 市	29.46	26.60	43.75	52.45	79.28	8.04	197.61	20.12	41.83
２年 女子	市	**23.36**	**22.22**	45.72	**46.13**	**52.73**	8.99	**167.98**	**12.48**	**47.82**
	全国	23.14	21.47	46.44	45.67	50.48	8.96	166.22	12.32	47.22
	県	23.59	21.85	46.21	46.95	53.40	8.93	167.47	12.48	48.64
	R5 市	23.36	22.70	45.31	47.05	52.77	9.00	169.40	12.41	48.28

⑵ 本市と全国との段階別割合の比較

ア　総合評価によるＡ～Ｅ段階別人数の割合

・　今年度の総合評価によるＡ～Ｅの段階別割合において，体力が高いとされるＡ段階の割合が，全国平均と比較して，中学２年男女において共に上回った。また，体力が低いとされる総合評価のＥ段階の割合は小学５年女子，中学２年女子において下回った。

【小学５年】

全国平均：男子　Ａ段階 10.3%，Ｅ段階 12.9%，　女子　Ａ段階 12.5%，Ｅ段階　8.8%
宇都宮市：男子　Ａ段階　8.8%，Ｅ段階 15.0%，　女子　Ａ段階 12.0%，Ｅ段階　8.7%
（Ｒ５宇都宮市：男子　Ａ段階　8.7%，Ｅ段階 13.1%，　女子　Ａ段階 13.7%，Ｅ段階　7.1%）

【中学２年】

全国平均：男子　Ａ段階　9.2%，Ｅ段階　8.7%，　女子　Ａ段階 24.2%，Ｅ段階　4.0%
宇都宮市：男子　Ａ段階 10.4%，Ｅ段階　9.2%，　女子　Ａ段階 25.4%，Ｅ段階　3.3%
（Ｒ５宇都宮市：男子　Ａ段階 10.2%，Ｅ段階　8.9%，　女子　Ａ段階 25.0%，Ｅ段階　2.8%）

【参考】評価基準

	A	B	C	D	E
小学校５年生	65 点以上	64～58 点	57～50 点	49～42 点	41 点以下
中学校２年生	57 点以上	56～47 点	46～37 点	36～27 点	26 点以下

◆各実技テストの結果を 10 点満点で換算し，合計 80 点満点で上記基準表に基づきＡ～Ｅの評価を判定

３　今後の取組

⑴ 成果と課題

・　本市においては，コロナ禍等の影響により低下傾向にあった体力の向上を図るため，減少傾向にあった運動の機会を以前の水準に戻すとともに，新体力テストの結果を踏まえた補強運動や外遊びの奨励など，運動機会の創出を推進したことにより，全国と比較して，体力向上に一定の効果があったと推察される。

・　一方で，長座体前屈や立ち幅跳びなど，柔軟性や瞬発力などにおいて全国平均を下回る種目もあり，引き続き，各学校は，新体力テストの結果から児童生徒の実態を把握し，補強運動等により体力の向上に取り組む必要がある。

⑵ 対応策

・　本市においては，引き続き，各学校に対し，体育科・保健体育科の学習における活動時間の十分な確保や外遊びの奨励，学級及びグループで仲間と協力しながら挑戦する「うつのみや元気っ子チャレンジ」や小中学校卒業までに最低限身に付けさせたい体力や技能を示した「うつのみや版ミニマム※1」などへの積極的な参加を促し，児童生徒の体力や技能の向上及び底上げに努めていく。

・　また，運動機会の更なる創出のために，放課後や休日などに個人で取り組むことができる「うつのみや元気っ子チャレンジ特別版」を実施するなど，学校外においても運動に取り組む機会をつくり，運動時間を確保し，体力向上に取り組んでいく。

※１　「うつのみや版ミニマム」の主な内容

小学校	中学校
２５m泳ぐことができる	クロールと平泳ぎで２５m泳ぐことができる
２重跳びが１０回できる	２重跳びが２０回できる
ドッジボールを１０m投げることができる	ハンドボールを１５m投げることができる

報告第１２号

「令和７年度宇都宮市教職員研修計画」の策定について

令和７年度宇都宮市教職員研修計画について，次のように報告する。

令和７年２月１４日提出

宇都宮市教育委員会

教育長　小堀　茂雄

別紙のとおり

報告第１２号
別　　紙

「令和７年度宇都宮市教職員研修計画」の策定について

◎趣　旨

「令和７年度宇都宮市教職員研修計画」の内容について報告するもの

１　策定の目的

子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現する「令和の日本型学校教育」を担う教職員が，自ら専門性を高め，誇りを持って研修に打ち込むことができるよう，学びのマネジメントの構築が必要であると言われている。このため，本市の目指す「豊かな人間性を備え，高い指導力と情熱を持ち続ける教職員」の育成をより一層推進していくことが大切であると考え，令和６年度の取組と課題に対する対応策を踏まえた「令和７年度宇都宮市教職員研修計画」を策定する。

２　計画の位置づけ

・　教育公務員特例法第２２条の４に定められている研修計画
・「栃木県教員育成指標」「宇都宮市学校事務職員育成指標」「第２次宇都宮市学校教育推進計画後期計画」及び「宇都宮市教職員人材育成システム」との整合性を図りながら本市が目指す教職員の育成を図るための研修計画

３　計画期間

令和７年４月１日～令和８年３月３１日（１年間）

４　令和６年度の取組と課題及び今後の対応策について

（１）令和６年度の取組

「令和の日本型学校教育」を担う教職員が，自ら主体的・計画的に資質の向上を図ることができる学びのマネジメントを行えるよう，下記に関連する研修内容を重点的に実施した。

・　学び続ける教職員を支える研修
・　次世代を担う教職員を支える研修
・　理論と実践の往還を図る研修

（２）課題と対応策

①　自ら学ぶ意欲を高められるような魅力ある研修内容の実施

→　研修の実施にあたっては，集合型研修，オンライン（ライブ，オンデマンド）型研修の特性を踏まえ，効果的に実施する。

→　当該研修の意義や目標を丁寧に説明し，十分理解した上で受講できるようにする。

→　理論が実践と密接な関係があることを実感させることができるよう，演習等を工夫する。

②　日常的な 0JT，校内研修等の充実

→　若手教員育成システムを始めとした 0JT に係るセンター事業の充実を図る。

→　校内研修サポート事業等，学校が応募する事業については，事業の意義や効果を明確かつ端的に伝えられるよう周知方法を工夫する。

③　喫緊の今日的課題（不登校児童生徒及び特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応等）を自分事として捉えるなどの自覚促進及び対応力の向上

→　今日的課題を直接扱う研修においては，上記「①」をもとに研修内容の充実を図る。

→　多くの研修においては，今日的課題と関連付けて研修内容を構成するとともに，ショート動画などを活用して，課題意識等の促進を図る。

５　令和７年度研修計画の概要 資料１

（１）　基本方針

本市が求める教職員像の具体化等に向け，「教育センター研修」（集合研修（ＯＦＦ－ＪＴ））を基盤にしつつ，学校における校内研修（ＯＪＴ）や教職員の自主研修を相互に関連させ，計画的に実施していく。

（２）　令和７年度の取組について

＜重点＞

「令和の日本型学校教育」を担う教職員が自ら主体的・計画的に資質の向上を図ることができる学びのマネジメントを意識できるよう，以下のスローガンのもと各種研修を実施する。

スローガン　*学ぶ　つなぐ　生かす*

⑴　*学ぶ*　学び続ける教職員を支える研修

・探究心を持ち，自律的に学べる教職員の育成に努めます。

⑵　*つなぐ*　次世代を担う教職員を支える研修

・キャリアマネジメントを意識し，相互研鑽し合う教職員の育成に努めます。

⑶　*生かす*　理論と実践の往還を図る研修

・学びを自分事として捉え，生かし，自己の成長を実感できる教職員の育成に努めます。

（３）　令和７年度宇都宮市教職員研修計画（案）資料２

６　今後のスケジュール

令和７年３月末　学校へ「令和７年度宇都宮市教職員研修計画」を配付
４月　校長会議において報告
研修の実施

令和７年度　宇都宮市教職員研修計画【概要版】

資料１

【計画の趣旨】
社会の在り方は，刻々と変化しており，今後の社会を見据え，現代社会の変化に対応するため，教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部改正や中央教育審議会まとめ及び答申における新たな教師の学びの姿などが示されている。これらを受け，教職員が，自らの専門性を高めていく営みと自覚しながら，誇りを持って主体的に研修に打ち込むことができる学びのマネジメントを行えるようにするとともに，本市が求める教職員像の具現化を図るため「宇都宮市教職員研修計画」を策定する。

【計画期間】
令和７年度
（毎年見直し）

中教審「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」

栃木県教員育成指標，宇都宮市学校事務職員育成指標

《本市が求める教職員像》
～豊かな人間性を備え，高い指導力と情熱を持ち続ける教職員～

第２次宇都宮市学校教育推進計画後期計画

宇都宮市教職員人材育成システム

本年度の重点 ･･･「令和の日本型学校教育」を担う教職員が自ら主体的・計画的に資質の向上を図ることができる学びのマネジメントを意識できるよう，以下のスローガンのもと各種研修を実施する。

スローガン　*学ぶ　つなぐ　生かす*　～学ぶだけじゃ　もったいない～

○*学ぶ*　学び続ける教職員を支える研修
・探究心を持ち，自律的に学べる教職員の育成に努めます。

○*つなぐ*　次世代を担う教職員を支える研修
・キャリアマネジメントを意識し，相互研鑽し合う教職員の育成に努めます。

○*生かす*　理論と実践の往還を図る研修
・学びを自分事として捉え，生かし，自己の成長を実感できる教職員の育成に努めます。

	ステージⅠ（概ね1年目～5年目）	ステージⅡ（概ね6年目～10年目）	ステージⅢ（概ね11年目～19年目）	ステージⅣ（概ね20年目～）
教員の全体指標	教育活動に必要な基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに，同僚からの助言等を得ながら職務を遂行している。	専門的な知識・技能や，新たな教育課題に対応する実践的指導力を身に付けるとともに，同僚と協働しながら職務を遂行している。	学校の課題解決を目指し，組織を活性化させたり企画力・実践力を発揮したりするなどミドルリーダーとして学校運営に積極的に参画している。	教職生活を通して培った経験のもとリーダーシップを発揮し，学校の教育目標の達成を目指して積極的に学校経営を支え続けている。

	主事【能力育成期】	主任【能力開発期】（概ね10年目）	事務長【能力発揮期】 係長級（概ね20年目）	事務長【能力発揮期】 補佐級（概ね30年目）
学校事務職員の全体指標	学校事務に係る基礎的な知識や能力を習得し，正確に事務処理を行っている。また，自らの役割を理解し，管理職や地域学校園事務室長に主体的に相談することが出来ている。	学校事務に係る高度な知識や能力を習得し，複雑な業務や事務改善に努めている。また，教職員への支援や助言を行うとともに，地域学校園事務職員に対しても，助言を行っている。	学校事務について完成した能力を有し，業務を自主的に行うとともに，専門的な立場から学校運営に参加し，教育活動の充実に貢献している。また，教職員及び地域学校園事務職員に対しても，指導や助言を行っている。	学校事務について完成した能力を有し，高度かつ困難な業務にも自主的かつ主導的に行うとともに，専門的な立場から学校運営に参加し，教育活動の充実に貢献している。また，教職員及び地域学校園事務職員に対しても，指導や支援を行うなど，最大限に能力を発揮している。

基本研修

専門研修
- 指名研修
- 指定研修
- 希望研修

〈校内研修〉

〈自主研修〉

〈本市がとらえる課題〉
- ア　管理職としての能力開発
- イ　特別支援教育
- ウ　急速な世代交代に対応
- エ　国・県の動向及び本市学校教育の課題に対応
- オ　社会変化に対応

とちぎの若手教員 15(いちご)研修
- 初任者・新規採用教職員研修(法定)
- 教職員2年目研修 教職員3年目研修
- 教職員5年目研修

〈キャリア段階に応じた研修〉
- 中堅教職員資質向上研修(法定)
- 教職員20年目研修
- 学校教育相談基礎研修
- 特別支援教育の視点を取り入れた授業力向上研修
- 学校運営推進リーダー養成研修
- コミュニケーションスキルアップ研修
- キャリアマネジメント研修
- 宮・リーダー研修 新任主幹教諭研修 新任教務主任研修
- 校長研修 新任校長研修 教頭2年目研修 新任教頭研修

不登校対応力向上研修，GIGAスクール構想推進リーダー研修，カリキュラム・マネジメント研修，地域学校園事務室長研修
小学校英語教育推進教員養成研修，中学校英語教員研修，特別支援教育コーディネーター研修　など　１８講座

不登校対応スキルアップ研修，GIGAスクール構想キックスタート研修，小学校算数・理科専科教員スキルアップ研修，Q－U活用研修，宇都宮学研修　など　１７講座

若手教員育成システム
若手事務職員育成システム
基本研修・指名研修で実施する校内実践研修

校内研修サポート事業

授業実践力養成サポート事業
教職員マイスター制度

夜間公開講座「教育なう」

資料２

（案）

令和７年度

宇都宮市教職員研修計画

令和７年２月

宇都宮市教育委員会

令和７年度　宇都宮市教職員研修計画

１ 計画策定の趣旨

社会の在り方は，刻々と変化しており，今後の社会を見据え，現代社会の変化に対応するため，教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部改正や中央教育審議会まとめ及び答申における新たな教師の学びの姿などが示されている。これらを受け，教職員が，自らの専門性を高めていく営みと自覚しながら，誇りを持って主体的に研修に打ち込むことができる学びのマネジメントを行えるようにするとともに，本市が求める教職員像の具現化を図るため「宇都宮市教職員研修計画」を策定する。

２ 計画の位置づけ

⑴ 教育公務員特例法第２２条の４に定められている研修計画
⑵「栃木県教員育成指標」「宇都宮市学校事務職員育成指標」「第２次宇都宮市学校教育推進計画後期計画」及び「宇都宮市教職員人材育成システム」との整合性を図りながら本市が目指す教職員の育成を図るための研修計画

３ 計画の期間

令和７年度（１年間）

４ 対象

校長，副校長，主幹教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭，学校栄養職員，学校事務職員　等

５ 栃木県教員育成指標・宇都宮市学校事務職員育成指標

各指標は，教職員一人一人が，自らの職責，経験及び適性に応じて，資質の向上を図る際の目安となるもの，さらに，高度な段階を目指す際の手がかりとなるものである。

６ 本市が求める教職員像

栃木県教員育成指標・宇都宮市学校事務職員育成指標と「第２次宇都宮市学校教育推進計画後期計画」及び「宇都宮市教職員人材育成システム」を踏まえ，本市教職員に求められる教職員像を，教育指導や学校経営上の実践力となる「専門性・指導力」と，実践的な知識や指導力の基盤となる「総合的な人間力」「教育への情熱」の３点から示した。

《本市が求める教職員像》
～豊かな人間性を備え，高い指導力と情熱を持ち続ける教職員～

7 教職員研修の全体像

「令和の日本型学校教育」を担う新たな教職員の学びの姿の実現に向けて，「教育センター研修」（集合研修（ＯＦＦ－ＪＴ））の他，学校における校内研修や授業研究・事務改善に代表される教職員同士の学び合い（ＯＪＴ）や自主研修を相互に関連させ，一人一人が，主体的な学びのマネジメントを構築し，本市が求める教職員を育成する。

学びの姿の実現のポイントは，下記「振り返り」であり，集合研修と校内実践の往還において，潤滑油とも言える重要な役割を果たす。

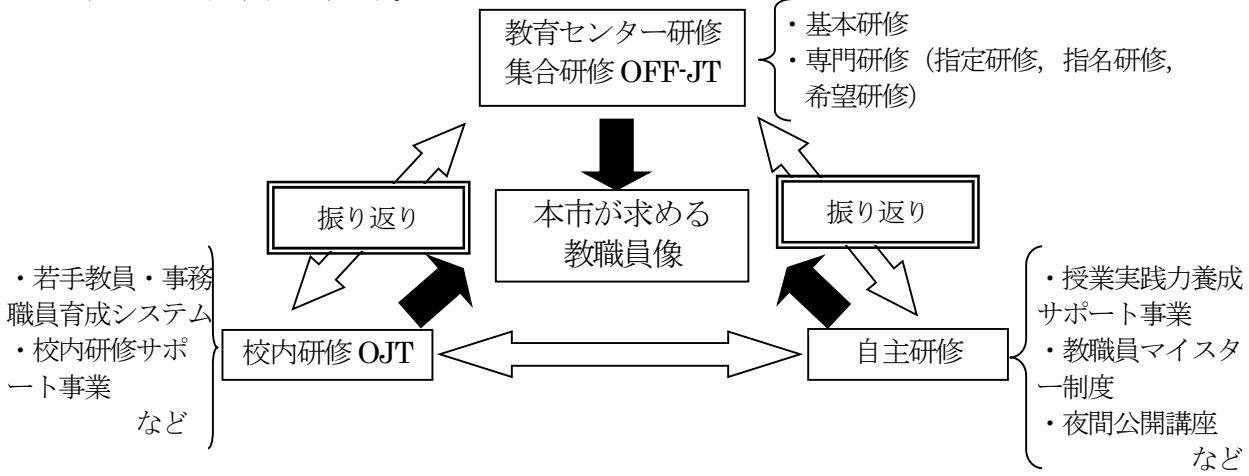

8 研修の実施にあたっての考え方

各研修においては，「育成指標」及び「キャリアマネジメントのイメージ」に基づいて実施する。

また，「キャリアマネジメントのイメージ」は，各研修とキャリアアップの体系的な位置づけを明確にしていることから，教職員は，これまでの受講を振り返るとともに今後の方向性を見通して，主体的・計画的に自己の資質能力を向上するために活用することができる。

なお，各研修は，集合，オンライン（ライブ型・オンデマンド型），集合とオンラインを組み合わせたハイブリッド研修など，研修の目的や内容に応じて，より充実した研修となる方法で実施することとする。

ただし，伝達講習や説明等が主な研修内容となる場合には，基本的にオンライン研修とする。

⑴ 教員のキャリアのステージに応じた研修の実施

指標に示された各ステージの資質の向上を図るために適切な研修を実施する。

＜全体指標における教員のキャリア段階と各ステージで身に付けたい資質能力＞

	ステージⅠ （おおむね1～5年目）	ステージⅡ （おおむね6～10年目）	ステージⅢ （おおむね11～19年目）	ステージⅣ （おおむね20年目～）
全体指標	教育活動に必要な**基礎的・基本的な知識・技能を身に付ける**とともに，**同僚からの助言等**を得ながら職務を遂行している。	専門的な知識・技能や，新たな教育課題に対応する**実践的指導力を身に付ける**とともに，**同僚と協働**しながら職務を遂行している。	学校の課題解決を目指し，**組織を活性化させたり企画力・実践力を発揮**したりするなどミドルリーダーとして学校運営に積極的に参画している。	教職生活を通じて培った経験のもと**リーダーシップを発揮**し，学校の教育目標の達成を目指して**積極的に学校経営を支え**続けている。

⑵ 学校事務職員の職位のステージに応じた研修の実施

指標に示された各職位の資質の向上を図るために適切な研修を実施する。

＜全体指標における学校事務職員のキャリア段階と各職位で身に付けたい資質能力＞

	主事	主任 （おおむね10年目）	係長級事務長 （おおむね20年目）	補佐級事務長 （おおむね30年目）
全体指標	学校事務に係る**基礎的な知識や能力を習得**し，正確に事務処理を行っている。また，自らの役割を理解し，**管理職や地域学校園事務室長に主体的に相談する**ことが出来ている。	学校事務に係る**高度な知識や能力を習得**し，**複雑な業務や事務改善に努めている**。また，**教職員の支援や助言を行う**とともに，**地域学校園事務職員に対しても，助言を行って**いる。	学校事務について**完成した能力を有し，業務を主体的に行う**とともに，**専門的な立場から学校運営に参加し**，教育活動の充実に貢献している。また，**教職員及び地域学校園事務職員に対しても，指導や助言を行って**いる。	学校事務について完成した能力を有し，**高度かつ困難な業務にも自主的かつ主導的に行う**とともに，**専門的な立場から学校運営に参加し**，教育活動の充実に貢献している。また，**教職員及び地域学校園事務職員に対しても，指導や支援を行う**など，最大限に能力を発揮している。

⑶ 本市の教職員人材育成における今日的な課題に対応した研修の実施

ア　管理職としての能力開発に係る研修
…教職員個々の資質を高め，統合し，組織的に課題解決を図るためのマネジメント力など，管理職に必要とされる能力開発のための研修を充実する。

イ　不登校及び特別支援教育に係る研修
…不登校及び特別な配慮や支援を必要する児童生徒に対して適切な指導を行うための力量を身に付け，専門性を向上させる研修を充実する。

ウ　急速な世代交代に対応するための研修
…ベテラン教職員の知恵と技の円滑な伝承や，若手教職員の資質能力の向上のための研修を充実する。

エ　国・県の動向及び本市学校教育の課題に対応するための研修
…「令和の日本型学校教育」を担う教職員の専門性や指導力の向上を図るため，学習指導要領や本市学校教育の課題に対応した研修を実施する。

オ　社会の変化に対応する将来を見越した研修
…情報通信技術（ＩＣＴ）の発展，社会・経済グローバル化，少子化・高齢化の進展，人工知能に関する研究の進化，雇用環境の変容等，社会の急激な変化に対応できる研修を実施する。

９　重点及び取組について

＜重点＞
「令和の日本型学校教育」を担う教職員が自ら主体的・計画的に資質の向上を図ることができる学びのマネジメントを意識できるよう，以下のスローガンのもと各種研修を実施する。

スローガン　***学ぶ　つなぐ　生かす***

～学ぶだけじゃ　もったいない～

⑴　*学ぶ*　学び続ける教職員を支える研修
・探究心を持ち，自律的に学べる教職員の育成に努めます。

⑵　*つなぐ*　次世代を担う教職員を支える研修
・キャリアマネジメントを意識し，相互研鑽し合う教職員の育成に努めます。

⑶　*生かす*　理論と実践の往還を図る研修
・学びを自分事として捉え，生かし，自己の成長を実感できる教職員の育成に努めます。

⑴ 集合研修（ＯＦＦ－ＪＴ）

平成１２年に県費負担教職員の研修権限委譲を受けた際に交わした県との覚書に基づき，教育センターで行う県費負担教職員対象の研修は，基本研修と専門研修に大別する。

① **基本研修**･･･教職員のキャリア段階に応じて必要とされる資質能力を育成する研修

★については，栃木県総合教育センターと連携し，「とちぎの若手教員１５（いちご）研修」として実施する。◆については，本市独自の内容を１日実施する。

研修名	ねらい	主な内容
初任者研修（法定）★◆	新任の教諭等に対して，実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる。	社会人及び教員としての基礎・基本，学習指導の基礎・基本，学級経営の基礎・基本，教育公務員としての服務と接遇，児童生徒理解とカウンセリングマインド
教職２年目研修（フォローアップ研修）★	教職２年目の段階に即応した教員としての資質の向上を図る。	業力の向上をめざして，児童生へのかかわりの基本と実際，児童生徒への適切な指導・支援のために，教育相談，プログラミング教育
教職３年目研修（フォローアップ研修）★	教職３年目の段階に即応した教員としての資質の向上を図る。	教員として学び続けるために，学校段階等間の接続，キャリア教育，教科指導の在り方，よりよい学級経営に向けて～学業指導の視点から～，外国語教育
教職５年目研修（ステージアップ研修）★◆	教職５年目の段階に応じた専門的知識・技能，態度等を身に付け，教員としての専門性の向上を図る。特に，教科指導力や学級経営能力の向上を図る。	学級集団づくりに生かす教育相談，ICT を活用した授業づくり，学校組織マネジメント，授業力の向上，特別の教科　道徳の授業づくり，選択研修
中堅教諭等資質向上研修（法定）	中堅教諭に即応した教育に関する知識・技能・態度等を身に付け，教員としての資質の向上を図る。	授業力の向上（「主体的・対話的で深い学び」の実現），ミドルリーダーとしての資質の向上，学校組織マネジメント，カリキュラム・マネジメント，特別支援教育，服務，教育法規，選択研修
教職20年目研修	教職２０年目の段階に即応した広い視点からの教員としての在り方について考え，学校における中核的リーダーとして活躍できる資質の向上を図る。	中核的リーダーとしての資質・能力の向上（宇都宮大学教職大学院との連携），学校組織マネジメント，カリキュラム・マネジメント，特別支援教育，服務，教育法規，働き方改革，選択研修

② **専門研修**･･･職位や職務等に関する知識・技術を身に付けたり，教育に関する喫緊の課題並びに教職員のニーズに対応して指導力の向上を図る研修

１）指名研修：基本研修を補完する形で，本市独自に経験年数に応じて受講者を指名して実施

研修名	ねらい	主な内容
学校教育相談基礎研修（教職４年目対象）	児童生徒指導や学級経営の基盤となる学校教育相談の基礎を身に付ける。	学校教育相談の基礎の習得，発達障がいの理解と対応，不登校の理解と対応
特別支援教育の視点を取り入れた授業力向上研修（教職８年目研修【原則】）	授業に特別支援教育の視点を取り入れることにより，発達面等に課題のある児童生徒も含めた全ての児童生徒への指導力の向上を図る。	児童生徒の困り感の理解・分析，授業力・学級経営力の向上，授業実践
コミュニケーションスキルアップ研修（教職15年目対象）	コミュニケーションスキルをはじめ，教職１５年目の段階に即応した教育実践がなされるために必要とされる資質・能力の向上を図る。	ミドルリーダーとしての自覚と学校経営参画，保護者対応などを適切に行うコミュニケーションスキルの向上，服務，教育法規，働き方改革，接遇
キャリアマネジメント研修（教職30年目対象）	教育の今日的課題の理解を深め，組織におけるキャリアの活かし方について実践を通して，ベテラン教員に求められる資質・能力の向上を図る。	ベテラン教員としてのマネジメントマインドの高揚，カリキュラム・マネジメント，働き方改革，個別課題実践研修
学校運営推進リーダー養成研修	本市学校教育を支え，将来の学校運営を推進する上で必要となる学校組織及び教育課程をマネジメントする資質・能力の向上を図る。	学校組織マネジメント，カリキュラム・マネジメント，働き方改革，人材育成

２）指定研修：職務や職位に応じて受講者を指定して実施

ＧＩＧＡスクール構想推進リーダー研修，小学校プログラミング教育推進リーダー研修，不登校対応力向上研修，カリキュラム・マネジメント研修，小学校英語教育推進教員養成研修，中学校英語教員研修，特別支援教育コーディネーター研修，など　２４講座

３）希望研修：受講希望者を学校から募集して実施

WEBQU・QU 活用研修，school Takt 活用研修，小学校算数・理科専科教員スキルアップ研修，小学校英語研修，不登校対応スキルアップ研修，宇都宮学研修，など　１８講座

⑵ 校内研修（ＯＪＴ）

学校での日常的な職務の遂行を通して，必要な知識や技能，意欲・態度などを高めるための研修

事業名	ねらい	主な内容
若手教員育成システム	授業実践力の基礎を身に付けた若手教員の育成を図る。「ＯＪＴ」を活性化し，教員の相互研鑽の雰囲気を醸成する。	若手教員が教職２～４年目の３年間，校内サポーター（先輩教員）の指導により，年２回の授業公開及び日常的なＯＪＴを行う。
若手事務職員育成システム	事務改善企画力の基礎を身に付けた若手事務職員を育成する。学校及び地域学校園事務室における「ＯＪＴ」を活性化し，事務職員の相互研鑽の体制を確立する	若手事務職員が事務職員２～４年目の間，地域学校園事務室先輩事務職員（地域学校園事務室サポーター）の指導により，年２回の事務改善検討会を実施し，日常的なＯＪＴを行う。
校内研修サポート事業	各学校の校内研修（授業研究会）を支援し，校内研修の効果的な在り方を追求することを通して，校内研修を活性化し，学校組織の協働性や同僚性の向上を図る。	カリキュラム開発や授業分析等を専門とする大学教員等を授業研究会講師として研究協力校に派遣し，授業及び授業研究会の在り方について校内研修会を行う。（原則２年間，年４回程度）

⑶ 自主研修

教員自らが自己の資質能力を向上させるために課題意識をもって取組む研修

事業名	ねらい	主な内容
教職員マイスター制度	ベテラン教職員の知恵と技の伝承を通して，本市学校教育の教科等における指導的役割を担えるような中堅教職員を育成する制度を構築することにより，教職員の指導力のより一層の向上を図る。	リーダー（ベテラン教職員）と所属校の違うメンバー（中堅教職員）で構成するペアを単位にして，１年間継続的にＯＪＴ方式の研修を行う。
授業実践力養成サポート事業	授業力や学級経営力をさらに高めたいと考えている教員や自らの授業実践に課題や悩みをもつ教員に対して，より「わかる授業」や「学ぶ喜びがもてる授業」，「いがいのある学級経営」などが実践できるように教科等の授業実践力の向上を支援する。	受講者一人に指導者一人を充てるマンツーマン方式による研修。授業の公開及びそれに基づく指導助言を年間３回程度行う。
夜間公開講座「教育なう」	基本的な知識・技能や発展的内容，今日的な教育課題等についての講座を夜間に開催することにより，教職員の自主的・主体的な研修を促し，資質・能力の向上を図る。	教職員からニーズの高い内容の講座を，教職員が受講しやすいよう夜間に実施する。
教職員サポートクラス（※）	育児休業等により長期休業をしている教職員に対し，学校現場に復帰する際の不安を軽減し，円滑な職場復帰ができるようにするとともに，全教職員に対しては，自らの課題意識に基づいて，いつでもどこでも学ぶことができるよう支援する。	教科指導や児童生徒指導等に関連する動画及びデータ視聴ができる学びの場を紹介する。

※・・・詳細は令和６年１０月１日付　宮学教セ第４１４号「『教職員サポートクラス』の案内について」を参照

１０ 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励について

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励は，教師自らの研修ニーズ，自分の強みや弱み，今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割等を踏まえながら，必要な学びを主体的に行っていくことを基本としているため，教師の意欲・主体性と調和した者となるよう，当該教師の意向を十分くみ取って行う。

詳細は，令和６年１２月６日付　宮教セ第６４４号「『研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励』実施の手引の改定について」を参照のこと。

栃木県教員育成指標(校長)

全体指標	学校経営全般	今日的な教育課題や国の教育改革の動向及び県の教育施策等を踏まえ、校長としての教育理念の下に学校の教育目標を掲げ、その実現に向けてリーダーシップを発揮している。
	学校教育管理全般	学校の教育目標の実現に向けて、教育課程の編成・運用、学校事務の運営、学校安全の確保等にリーダーシップを発揮している。
	人事管理全般	教職員に対して的確な指導・助言を行いながら、適正な職務遂行に向けてリーダーシップを発揮している。

○学校経営に関する指標

学校経営の理念の確立・周知	学校の教育目標の設定	学校の現状や課題及び地域の実態等の把握の下に学校の教育目標を設定するとともに、教職員・保護者・地域と共有している。
	学校経営方針の設定	学校の教育目標の達成及び「特色ある学校づくり」「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校経営方針を設定し、教職員・保護者・地域と共有している。
組織マネジメントの実施	組織的な学校経営	学校の教育目標の実現に向けて、学校経営上の課題を把握し、課題解決のために組織的な学校経営を実施している。
	業務改善	教職員が本来の業務に専念し、教育の質の維持・向上が図られるよう、ICTの活用などによる校務の見直しや改善、及び教職員の意識改革等の推進にリーダーシップを発揮している。
	アセスメント（情報収集・整理・分析・共有）	国、県、市町の動向、教育施策、児童生徒の現状、家庭・地域の実態、社会情勢等について幅広く情報を収集・整理・分析・共有し、学校組織マネジメントの実施に生かすとともに、特色ある学校づくりを推進している。
	学校評価・学校評議員制度等の活用	学校評価制度や学校評議員制度等を、学校教育活動の見直しや教職員の学校経営への参画意識の高揚など、学校組織マネジメントの実施等に活用している。
	ファシリテーション（学校内外関係者との連携）	学校内外の人的・物的資源を活用して、学校の教育力の向上を図っている。

○学校教育管理に関する指標

教育課程の編成・運用	学習指導要領に基づき、学校や地域の実態を踏まえながら、魅力ある教育課程を編成・運用している。
学校事務の管理	諸表簿等の整理、公文書の発行・管理、予算の執行、公金や備品等の管理を適正に行うとともに、業務の効率化に向けて指導・監督している。
学校施設・設備の管理	学校の施設・設備の維持・管理とともに、警備・防火計画を適切に策定するなど、安全確保を図っている。
危機管理	危機管理マニュアルを整備するとともに、適宜見直しや改善を図りながら、教職員の危機管理意識を高め、実効性のある危機管理体制を構築している。 また、緊急時において、状況を迅速・正確に把握し、教職員等に的確な指示を行うとともに、関係機関と連携した組織的な対応にリーダーシップを発揮できるよう、日頃より心がけている。

○人事管理に関する指標

人材育成	教職員の人事評価	教職員の資質・能力や勤務状況を的確に把握することにより、教職員一人一人の人事評価を公正かつ厳正に行っている。
	人材の育成・指導	学校運営の中核となる人材を見いだし育成するとともに、全ての教職員に対し、個々の特性に応じながら資質・能力の向上に向けた指導・助言を適切に行っている。
人事管理	校内組織の構築	一人一人の教職員が能力を発揮できる校務分掌を作成したり、ミドルリーダーを適所に配置したりするなど、学校の教育目標の実現を目指した校内組織体制を構築している。
	教職員の資質・能力の向上	教職員の指導力向上のための指導・助言や校内研修等の充実に取り組んでいる。
	職場環境づくり	教職員のメンタルヘルスの維持に努めるとともに、教職員間の円滑なコミュニケーションと支え合う雰囲気が醸成された職場環境づくりにリーダーシップを発揮している。
服務の管理		教職員の服務管理を適切に行い、規律を確保している。特に、体罰や各種ハラスメントの根絶と、人権が尊重された学校づくりにリーダーシップを発揮している。

○意欲･態度に関する指標

教育的愛情・熱意	教育的愛情	児童生徒に対し、教育的愛情・熱意・使命感をもって接している。
	柔軟性・根気強さ	何事にも柔軟に粘り強く取り組んでいる。
	人権尊重の精神	人権尊重の観点を重視した教育活動を行っている。
法令の遵守等		管理・監督責任者としての立場を自覚し、厳正に勤務している。
責任感・寛容性等	責任感	責任をもって職務を遂行している。
	寛容性	異なる意見・立場を尊重し、職務にあたっている。
研修に対する意欲		自己の能力向上のために、研究と修養に取り組んでいる。

※教頭の指標は、校長の指標を準用する。